

327.2

Tab56m

法大臣男爵清浦奎吾公題辭
廣島地方裁判所長判事從五位田丸稅稔君著述

民事訴訟獨案内全

附諸書式

發行所

大阪書肆濱本明昇堂
廣島書肆友田誠真堂

037085-000-0

327.2-Ta656m

民事訴訟獨案内

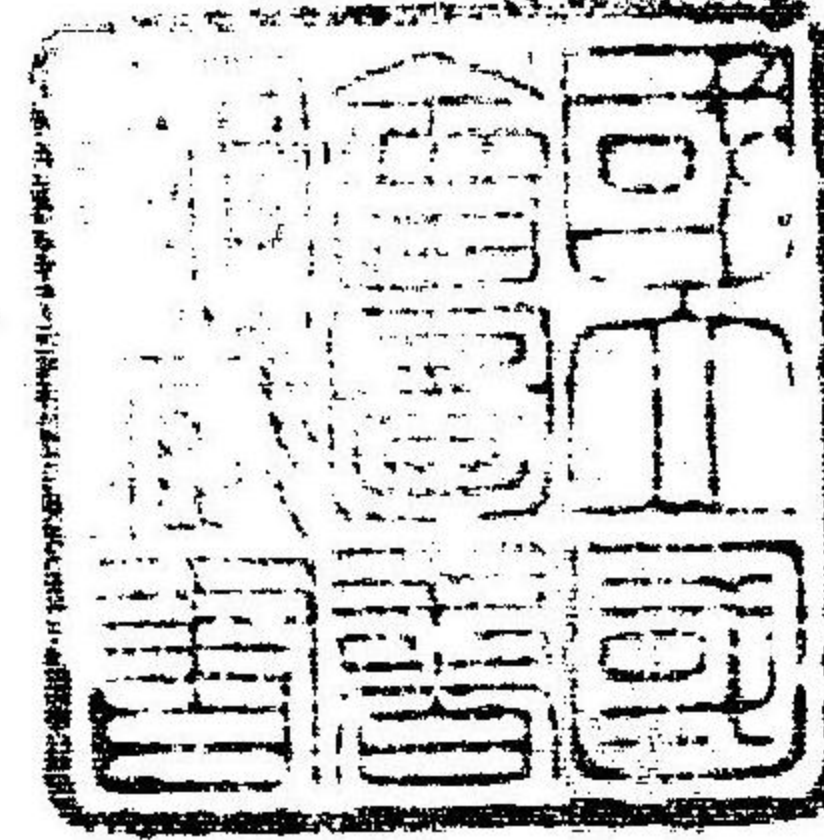
田丸 稅稔 / 著

M35

BBS-0673



327.2 Ta 656m



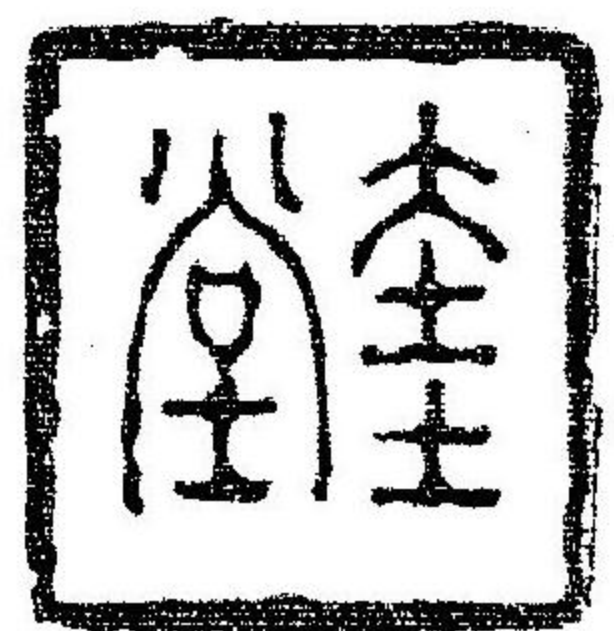
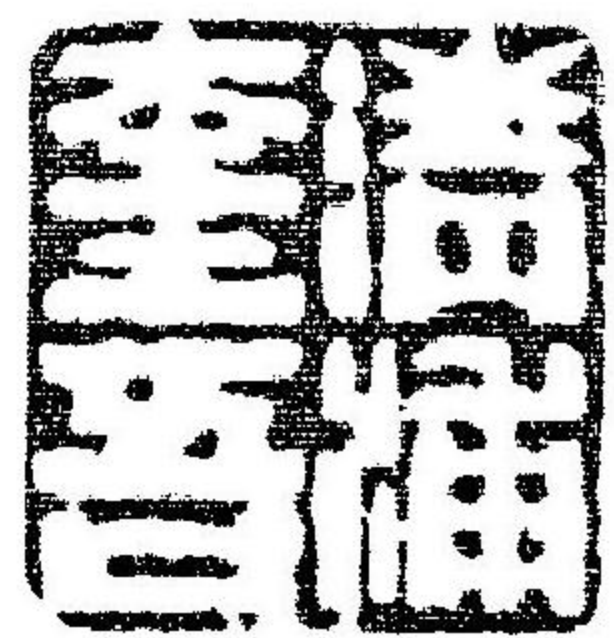
337245

年



通暢

明
弘治壬寅四月
奎生起



自序

我の民事訴訟法は本人訴訟主義を採り、本人訴訟主義といふ何ん民事訴訟を主として、本人自由を爲す可きとの意あり、然るに既往の各例に徴するに訴訟の多分の相護士を以て之を爲す、本人自由の訴訟を以て訴訟を爲す者、極多とあり、爲す訴訟を

自ら難易の別あり事理の繁雜錯綜
實の多は勝敗を定む難きものと簡單明
白なりと只裁判と云へる一の形式故踏む
のみを以て此目的を達者得るものとあり
前者は固より法律專攻家の智識
を備へたあらざれば能くはと雖も後者は
僅かに訴訟手續の一斑を知るを以て何
人も實の多は之を仍ふとを得へし然るに

斯く亦人訴訟の極免く稀なる所以は何ぞや
民事訴訟を事項多く手續繁く
刑事訴訟行政裁判の如く方法の單純
ならざるを亦民事訴訟法ハハ文雜澁
にしく其意を解するに難く讀法の素
養なき者の訴訟法を以て訴訟を為す
能はざるもたなり要はた亦人訴訟の出
來ざる訴訟手續の不完内なるに因り

あるのみなりとて、訴訟者たる依頼者の
乙甲に互るか故に遂に起訴可き訴訟
も起訴可きを得た伸べべき権利の之
を伸べし能はんとし止むに至る遺
憾何者か之に加へん若者之を互らば
之久し世間或は民事訴訟獨案内
ヲ類する若者書あるは非は然れども其
内容を窺へば殆んど訴訟法條文の解

釋又過るに、とて各個の素人の獨立以
て訴訟を為し得可き順序手續を
示したるものあるを是は故に茲に此獨案内
を著し所以あり即ち此獨案内の組立
ハ保りよ一の事例を設け先づ和解あり
ぬまり、暫く後手續、本訴、控訴、上告を経
て強制執行（動産不動産）を終了し、
に至るまでの順序と手續とを誤謬体

2 綴り且其附録等一切の書式を
併載せざる故に此取存手続を類
推せば如何なる種類の訴訟と雖も獨
立して為るを得るに應ずらんや當
ほ編纂の不備杜撰も大方の致
を乞ひんとす

明治三十五年二月 田九祝 謹識

凡 例

- 一 本書中構とあるは裁判所構成法、民訴とあるは民事訴訟法、訴印法とあるは民事訴訟用印紙法、執手規とあるは執達吏手数料規則の畧符なり
- 一 本書の末尾には附録として本書に示したる手續の順序に従ひ原告より差出す可き一切の書式を(イ)號とし被告より差出す可き一切の書式を(ロ)號として之を掲ぐ然れども百般の訴訟を爲す上より見れば之にて完備したりと云ふを得ざるを以て此他必要の書式は特に(ハ)號として之を掲げ其用法の要領を(ニ)號目録の腹書として之を附記せり

民事訴訟獨案内

目次

一	訴訟の依頼	一
二	辯護士の懇諭	二
三	本人の爲す訴訟	三
四	訴訟代理人の資格	四
五	訴訟補佐人	五
五	裁判所の管轄	五
六	土地に依る管轄	六
六	金高に依る管轄	六
七	簡易なる訴訟	七
七	和解の手續	七

和解申立書	八	丁
和解と本訴との差違	八	丁
送達	九	丁
送達の費用	九	丁
執達吏に依る送達	九	丁
郵便に依る送達	〇	丁
假住所	〇	丁
假住所届書	〇	丁
假住所届書の必要	〇	丁
和解の不調	一	丁
和解に付再度の呼出	一	丁
和解の調和	二	丁
和解に因る強制執行	二	丁

和解より起る訴訟	三	丁
和解申立の得失	三	丁
督促手続	三	丁
支拂命令申請書	三	丁
假住所届書	四	丁
督促手続に因る強制執行	四	丁
異議の申立	五	丁
異議申立書	五	丁
督促手続より起る訴訟	五	丁
督促手続と本訴との便否	六	丁
本訴	七	丁
訴状	七	丁

○目次

假住所届書	一八丁
被告の答辯に對する準備	一九丁
口頭辯論の順序	一九丁
一定の申立	二〇丁
事實の陳述	二〇丁
證據物の提出	二一丁
被告の抗辯に對する防禦方法	二一丁
答辯書	二二丁
關席判決	二二丁
關席判決の回復	二二丁
訴訟費用の負擔	二三丁
期日の變更	二三丁

期日變更申立書	二四丁
期日變更の許否	二四丁
故障の申立	二五丁
記録閲覧申請書	二五丁
故障申立書	二五丁
假差押	二六丁
假差押申請書	二七丁
裁判所に於て爲す假差押と執達吏に於て爲す假差押との區別	二七丁
差押物の保管	二八丁
人證の効力	三一丁
檢眞の申立	三二丁
檢眞の材料	三二丁

一人證の申立	三三丁
一 印鑑取寄の申立	三三丁
一 手記の對照	三四丁
檢眞申立書	三四丁
印鑑取寄申立書	三五丁
人證申立書	三五丁
一 證據調の結果に付ての辯論	三五丁
一 辯論の終結	三七丁
一 第一審の判決言渡	三七丁
一 本人訴訟の利益	三八丁
人證申立書	三九丁
一 人證申立の拒絶	三九丁

一 判決書正本送達申立書	四〇丁
一 判決の確定	四〇丁
判決書確定證明書附與申請書	四一丁
一 控訴期間の計算方法	四一丁
控訴狀	四二丁
一 控訴の手續	四二丁
控訴答辯書	四三丁
控訴判決の効力	四三丁
一 關席判決の申立	四三丁
一 控訴審の判決言渡	四四丁
一 上告狀の送達	四四丁
一 上告審の辯論	四四丁

一 訴訟の委任	四四丁
一 委任状	四五丁
一 裁判所の休暇	四五丁
一 上告審の判決言渡	四六丁
一 強制執行の準備	四八丁
一 執行力ある判決書正本附與申立書	四八丁
一 訴訟費用確定決定申請書	四九丁
一 假差押の費用	四九丁
一 強制競賣申立に入用の書類	五〇丁
一 動産と不動産との執行の區別	五一丁
一 動産に對する執行	五一丁
一 不動産に對する執行	五一丁

一 強制競賣申立書	五一丁
一 假住所届書	五二丁
一 競賣期日の立會	五二丁
一 債權者の競買加入	五三丁
一 動産競賣の結了	五三丁
一 競賣代金の受領	五四丁
一 計算書の提出	五四丁
一 配當要求の通知	五四丁
一 競落期日の結果	五五丁
一 不動産競賣の結了	五六丁
一 競賣代金の配當	五六丁
一 競賣の結果	五六丁

一 訴訟の結果	五七丁
一 内 濟 示 談	五七丁
一 辨濟不足の執行	五八丁
一 辯護士への謝禮	五八丁

附 録 目 次

い 一 號 和 解 申 立 書	六五丁
い 二 號 假 住 所 届 書	六六丁
い 三 號 支 拂 命 令 申 請 書	六七丁
い 四 號 執 行 命 令 申 請 書	六九丁
い 五 號 訴 狀	七〇丁
い 六 號 期 日 變 更 申 立 書	七三丁

い 七 號 記 録 閱 覧 申 請 書	七四丁
い 八 號 故 障 申 立 書	七五丁
い 九 號 假 差 押 申 請 書	七六丁
い 一〇 號 檢 査 申 立 書	七八丁
い 一 一 號 印 鑑 取 寄 申 立 書	七九丁
い 一 二 號 人 證 申 立 書	八〇丁
い 一 三 號 判 決 書 正 本 送 達 申 立 書	八二丁
い 一 四 號 判 決 確 定 證 明 書 附 與 申 請 書	八三丁
い 一 五 號 控 訴 答 辯 書	八四丁
い 一 六 號 委 任 狀	八六丁
い 一 七 號 執 行 力 有 る 判 決 書 正 本 附 與 申 立 書	八六丁
い 一 八 號 訴 訟 費 用 確 定 決 定 申 請 書	八七丁

○附録目次

一九號	強制競賣申立書	九一丁
一號	異議申立書	九七丁
二號	答辯書	九八丁
三號	人證申立書	一〇〇丁
四號	控訴狀	一〇一丁
一號	訴訟上救助申請書	一〇七丁
二號	證書訴訟狀	一〇九丁

是は原告となりて訴訟を起さんとするも貧困且無資力にし
 て訴訟印紙を始め書類の送達費用其他訴訟に關する一切の
 費用を納むる能はざる者が費用を納めずして訴訟を起さん
 とする場合に其費用の免除を請ふときの書式なり

是は證書即書付のみを證據として訴訟を起さんとする場合

三號	爲替訴訟狀	一一三丁
四號	期日指定申立書	一一七丁
五號	鑑定申立書	一一七丁

に於て普通の訴訟手續に依るときは自然月日を重ぬるを以
 て一層速かに判決を受けんが爲め證書訴訟として訴訟を起
 さんとするときの訴訟の書式なり

是は證書訴訟と殆んど同じく替爲手形、約束手形、小切手
 のみを證據とし迅速に判決を受けんが爲め爲替訴訟として
 訴訟を起さんとするときの訴訟の書式なり

是は原被雙方が口頭辯論期日に出廷せざりしが爲め訴訟手
 續の休止となり居る場合に其訴訟手續進行の爲め更に口頭
 辯論期日を定められたしと申立つるときの書式なり

○附録目次

是は訴訟手續の上に於て鑑定をなさしむるにあらざれば事實の真相を明了ならしむる能はざる場合に於て其鑑定を命ぜられたしと申立つるときの書式なり

は六號 證書提出命令申立書……………一一八丁

是は訴訟上證據に用ゐんとする書類が相手方の手に存するも示談にては相手方が之を提出せざる場合に於て裁判所の命令を以て相手方より提出せしめんことを申立つるときの書式なり

は七號 檢證申立書……………一二〇丁

是は訴訟手續の上に於て實地に就き裁判官の檢分を受くるにあらざれば事實の真相を證明する能はざる場合に於て其檢分を受けんことを申立つるときの書式なり

は八號 差押命令申請書……………一二二丁

是は強制執行を爲すに當り第三者より債務者に支拂ふ可き金錢を債務者に支拂を爲さずして第三者の手に留め置く可きことを命ぜられたしと申請するときは書式なり

は九號 債權取立命令申請書……………一二三丁

是は第三者の手に留め置きある金錢を債務者の手を経ず直ちに債權者に於て取立つ可しとの命令あらんことを申請するときは書式なり

は一〇號 債權轉付命令申請書……………一二四丁

是は第三者の手に留め置きある金錢は元來は債務者の權利に屬するものなれども更に債權者の權利に移すの命令あらんことを申請するときは書式なり

は二一號 訴訟提起命令申立書……………一二五丁

是は債權者が假差押を爲したるまゝにて本案の訴を起さる場合に於て速に訴を起すべき旨の命令あらんことを申立つるとききの書式なり

は一二號 不動産假處分申請書……………一二六丁

是は現に被告の所有名義になり居る訴訟の目的物を訴訟の終局するまで其儘に差措くときは被告の爲めに自由に處分せられ他日原告が勝訴するも之を取還すことを得ざるの虞れある場合に於て先づ以て被告の處分を禁止置かれたしと申請するとききの書式なり

民事訴訟獨案内

田丸 税 稔 著

兵庫縣武庫郡伊丹町字諸白に酒造業水本良造と云へる商人あり或る取引先きに對し貸金請求の訴訟を起さんとするも訴訟手續不案内なるを以て訴訟依頼の爲め明治三十四年一月十日大阪市東區今橋筋山川正潔と云へる辯護士の事務所に通り辯護士に面會す

訴訟の依頼

商 先生私は從來の取引先きにて大阪市西區京町堀の安井半助と云ふ者に一昨年春二度に清酒十五挺を百五拾圓にて賣りました然るに其代金を容易に支拂ふて呉れませぬので借用證書に致させ同年の暮まで待つことに致しました暮には屹度辨濟して呉ることゝ思の外延々となり居りますので段々催促も致しましたが兎角無理無体のこと計り申して一向

○訴訟の依頼

に片付きませぬ依て據ろなく訴訟を起さうと思ひまして其御依頼に参りました

辯

左様ですか夫れは定めて御困りてせう御依頼とあれば御引受け致さぬことはありませぬが御案内の通り訴訟を致せば案外費用が要る又取引先きに向ては従來の交誼を破り且將來の取引上甚だ面白くない故に訴訟と云ふものは容易に致すものではありませぬ

商

御尤も千萬で御座います随分是迄も出来得る丈の堪忍は致して居りましたが實に不當の挨拶のみにて最早堪忍袋も破れました此上は到底相對の掛引では埒が明かぬと思ひますから御願致す譯であります

辯

併し訴訟を起せば必ず勝ち、勝てば直ぐ返金させることが出来ると云ふならば訴訟程能い催促道具はありませぬが世間のことはどうも勘定通りに行き兼ねるものです縦し勝つに極つたとしても訴訟を致せば多

辯

分の費用が要る又先方に身代がありても種々の事を致して匿すことあり結局費用僅れとなつて損の上塗を致すので所謂理に勝つて非に負けるとは此所のことであるから今一應掛引に慣れた者を遣はし掛合を致された方が宜くはありませぬか

商

御深切の段は有がとう存じます手の盡される丈は盡して見ましたが如何にも目的がありませぬので出訴することに決心した譯であります相手方は商業上に付近來多少失敗したこともありすがまだ少々の財産は持つて居ますから勝てば費用損とはなるまいと信じます

辯

斯様に御決心の上は據ろ無いことであります併し私が裁判所へ出ることにしますると相當の謝金を申受けねばなりません然るに本件は少しの金高で辯護士に御依頼になるのは得策と思ひませぬから貴下自ら裁判所に出で訴へなさる方が宜しいと思ひます、付ては私が訴訟の後見

訴訟代理人の資格

を致して上げませう

商 私はまだ一度も裁判所の門内に足踏を致したことがありませんので訴

辯 訟杯は一向に経験が御座いませぬ責めては書生さんでも代人に御願ひ

申す譯には参りますまいか

辯 書生を出すと言ふ譯には行きませぬ地方裁判所へ訴へるには本人自身

で出ぬ限りは必ず辯護士に依頼致さねばなりませんから……

商 夫れは何故でありますか

辯 其事は民事訴訟法に書てあるから(三條六)致方がないのであります尤地

方裁判所と區裁判所とは多少差別がありまして區裁判所へ訴へるのな

らば辯護士が在る土地でも親族や雇人なれば代人に出すことが出来ま

すが地方裁判所へ訴へるには辯護士のない土地でなくては親族や雇人

でも出すことは出来ませぬ

訴訟補佐人

序に御咄し致して置きますが地方裁判所へでも區裁判所へでも親族で

もない雇人でもない全くの他人を代人に出すことが出来る場合があります

ます之は辯護士の無い土地で親族や雇人のないときに限るのであります

故に代人を頼むことに付ては斯様に面倒であります本人で訴訟の道の

能く判らないときには補佐人と云ふて全くの他人でも附添として訟廷

へ連れて出ることには差支ないことであります(民訴七一)

地方裁判所の方は斯様に面倒など致しますれば本件は區裁判所へ訴へ

ることにしては如何でありますか

商 夫れは裁判所の管轄が違ふからいけません管轄にも二た通りがありま

して一つには相手方即被告の住所(土地)に依て定まる管轄(〇條一)と二

つには請求せんとする金高の多少に依て定まる管轄(二六條)とであります

裁判所の管轄

○訴訟代理人の資格 ○訴訟補佐人 ○裁判所の管轄

土地に依る
管轄

金高に依る
管轄

簡易なる訴
訟

和解の手續

ます
被告の住所に依て定まる管轄とは假令は日本全國には何百と云ふ區裁判所があるが何れの區裁判所へ訴へても宜いか又地方裁判所も全國に五十からあるが何れの地方裁判所へ訴へても宜いかと云ふに決して左様は行きませぬ一二の例外の外は必ず被告の住所を管轄して居る裁判所でなくてはなりません

又金高の多少に依て定まる管轄とは請求金額の多いと寡いとに依て地方裁判所と區裁判所との區別があります金錢なれば滿百圓までは區裁判所の管轄元金が滿百圓を超過し物品なれば其見積り價格が滿百圓までは區裁判所の管轄であるが百圓の上になると一錢越へても地方裁判所に訴へなければなりません本件は元金計りでも百五拾圓ですから無論區裁判所へ訴へることは出来ませぬ

商 如何にも夫れが規則とあれば致方はありません併し先生の後見を受けるものゝ手續を識らぬ私が本訴訟をするのは何だか怖い様であります今の時節は何でも簡便法が行はれて居りますが訴訟にも素人で容易に出来る畧式法は無いもので御座いませうか

辯 随分あります一番容易いのは和解と云ふもので次ぎは督促手續と云ふものであります

商 其和解とはどんな手續を致すのでありませうか

辯 和解の申立は請求金額の多寡に拘はらぬのです故に五百圓でも千圓でも總て區裁判所へ申立つるので其申立を爲すには書面を出しても宜し又口頭にて申立てゝも宜しい(八二條三)口頭の申立を致すには區裁判所の訴口へ行き口頭で和解の申立を致したいと云へば書記に於て書取て呉れます併し自分で書面を作ることにも出来ず又代書人も居ないと云ふ所

○土地に依る管轄○金高に依る管轄○簡易なる訴訟○和解の手續

和解申立書

和解と本訴の差異

商 ならば格別大躰は書面を以て申立を致す慣例になつて居ます
其書面を作るのは随分面倒で御座いませうか

辯 何も面倒なことはありませんね請求金額と和解の爲め相手方の呼出を願ふと云ふこと丈が判れば宜いのであるから此様に和解申立書（附録一）一通を作り裁判所へ差出せば宜いのです

商 然らば此書面を差出せば直ぐ裁判になる譯ですか
否々和解だと申して直ぐと云ふ譯には行きませぬ矢張り相手方も呼出

さねばならず又多少の費用も要ります只訴訟と異なる所は訴訟は原告が返金せよと云ふのが道理か被告の返金せぬと云ふのが無理か其理非を斷いて貰ふのでありますが和解は理非の點には深く立入らないので返金す可きものなれば早く返金致せとか又は相手方が少々負けて貰ひたいと云ふならば然らば何程負けて貰ふて返金するが能いとか云ふ工

送達の費用
執達吏に依る送達

辯 商

合に相手方に説諭を致して貰ふので裁判を致して貰ふ譯ではありませぬ
相手方を呼出すのには如何なる手續が要りますか

今作りました和解申立書に貳拾錢の収入印紙を貼り（一〇條）申立人と相手方との双方への呼出状送達費用として執達吏役場に到り呼出状一通に付手数料五錢（執手規）の割合を以て二通分拾錢と送達を受く可き者の住所までの里數を計算し一里の外に出れば一里に付凡そ六七錢（一里以内は旅費は）の旅費（執手規一）とを執達吏に支拂ひ其受領證を和解申立書に添へて訴口に差出せば裁判所に於て日時を定め申立人と相手方との双方へ呼出状を送達になります双方は其日時に裁判所に出頭して裁判官の説諭を受るのであります場合に依れば丸く示談を纏める爲め申立人に於ても多少勘辨、用捨をせねばならぬことあります

○和解申立書○和解と本訴との差異○送達の費用○執達吏に依る送達 九

和解の調和

和解に因る強制執行

和解より起る訴訟

和解申立の得失

督促手続支拂命令申請書

解に應ずる意思なきものは存せられぬ故今一應期日を定め呼出あらんことを求む」との旨趣を口頭で申立る丈けて書面などは要らない尤呼出費用は前の通りに納めねばなりません

和解の日に双方が出頭して甘く示談が調ひ相手方より何日に辨済致すと云ふことになつた所で若しも其日に辨済を致さざる時は如何なりますか

其時には強制執行と云ふて相手方が何と云を―とも構はず其財産を差押へて賣拂ひ其代金の内より請求金額に充るまでの金を受取るのであります(九條四五)之れが和解の最終の目的であります(本訴に關する強制執行手続参照)

序に御尋ね致しますが若しも相手方が裁判官の説諭に折合はざるときは如何なりますか

折合が付かねば致方がない夫迄のことで和解の申立を致さぬ前と全じ

妾になり申立人と相手方が互に理非を争ひ其際直ちに双方より裁判を受けたいと申立つる場合には一般の訴訟手続と同様其席で直ぐ判決を受くる事が出来ます(三條三三)併し請求元金が百圓を超過すると其申立は區裁判所には出来ませぬで地方裁判所に出て訴訟するより外途はありませぬ

色々御教示を受けまして和解の手続は能々判りましたが相手方が穩當の人なれば和解を申立つるは至極便利と思ひますが此事件の相手方は逆も和解で目的を達することは出来ぬと信じますから和解の申立は廢すことに致しまして先刻仰せの督促手続で遣て見ませうと思ひます夫はどう云ふ風に遣るのでありますか

督促手続も矢張書面でも口頭でも申請することが出来ます(三條三八三)書面を以て申請するときには此通り支拂命令申請書(三條三八四)を認め之に

○假和解の調和○和解に因る強制執行○和解より起る訴訟○和解申立の得失○督促手続○支拂命令申請書

假住所
届書

督促手續に
因る強制執
行

金額の多寡に拘はらず貳拾錢の印紙を貼り(一〇條)假住所届書を添へて
區裁判所に出せ(は送達費用を納むること)相手方に對し十四日以内に請求金額に督
促手續の費用を添へて辨濟せよとの書面を送達になります是は和解や
訴訟とは違ひ書面審理と云ふて申請人も相手方も裁判所に出頭するこ
とが要らないで済む手續であります(六條二項)又此督促手續に依るときは
相手方は十四日以内に辨濟を爲すか又は異議の申立を爲すか二つ一つの
手續を致さねばならぬ譯ですから(六條二項)和解よりは餘程進み方が早い
のです

商
成程此督促手續とやは至極結構な方法と思ひます併し相手方が十四
日以内に異議も申立ず又辨濟もせざる時には如何になりますか
異議も申立ずして十四日を経過したるときには相手方は此方の請求
を承諾したるものと見做して直ちに強制執行が出来るのであります故

異議の申立
異議申立
書
督促手續よ
り起る訴訟

此方は裁判所に出て執行命令を申請して強制執行を致すのでありま
す(民訴三九三條一
項五五九條二項)其執行命令申請書は此通り(附録四條)に認め貳拾錢の印紙を
貼り(一〇條)御差出なさい

商
異議の申立とは如何様のことを致すのでありますか

辯
夫れは相手方が已に全部辨濟したとか又は内拂ひをしてあるとか若く
は借りたことは無いから辨濟するの理由なしとか云ふ場合に其由を書
面に認め(附録一號)又は口頭にて裁判所へ申立を致すのです(八八條)其申立
を致したるときは督促手續は訴訟と同じ姿になり(九〇條)裁判所に於て
は直ちに期日を定め双方を呼出しになる、双方は期日に裁判所に出頭
し原告は最初差出したる支拂命令申請書に請求金額に對する相當の收
入印紙を加貼(七條)したる上訴訟と同様請求の事實を述べ相手方は之
に對する答辯を爲して判決を受けるのであります(九元金百圓餘の請求

○假住所届書○督促手續に因る強制執行○異議の申立
○異議申立書○督促手續より起る訴訟

督促手續と
本訴との便
否

になれば區裁判所で判決することは出来ませぬから異議の申立ありた
ることを區裁判所より申請人に通知せられます故申請人は夫より一ヶ
月内に一般の手續に依り地方裁判所へ訴訟を起し地方裁判所で判決を
受けるのであります(九一條)

商

左様なら地方裁判所へ訴を起すに至りたるときは是まで時日と費用と
を費して督促手續を致した甲斐は全く無いことになるのですか

辯

左様です元來此督促手續は多くは相手方が譯も理屈も無いのに出し嫌
ひと云ふ様な風にて早く辨濟を致さぬとか又貸主に於ても態々訴訟を
起すまでの事柄でも無いとか云ふときには餘程簡便に行はれて宜しい
方法でありますが面倒な事件になると實は目的を達し兼ねることがあ
ります結局訴訟を致すのが便利か又は督促手續を致すのが便利かと云
ふことは其事件の模様次第であります尤異議の申立ありて判決を受く

本
訴

ることになるも此方が勝ちさへすれば督促手續の費用は訴訟費用とし
て取立つることが出来ますので費用損とはなりません(九二條)

商

能く判りました此事件は相手方が仲々喰へない男で何とか歎とか申し
て兎角日を延ばそうくと致して居ますから此督促手續で遣ることは
廢めまして寧始めより本當の訴訟をすることに致しませう、どうか訴
状を作りて戴くことは出来ますまいか

辯

委細承知致しました只今丁度書生が不在ですから明日御出なさい夫迄
に作らせて置ませう

商

商人は辯護士の事務所を辭して立歸り翌十一日再び辯護士事務所に到りた

商

昨日は長く御邪魔を致しました訴状は出来まして御座いませうか

辯

訴状は出来て居ります附録五號之を御渡し致します此訴状は二通あり一

○督促手續と本訴との便否○本訴○訴状

通は裁判所へ留め置かれ一通は被告へ送達になるのであります(八條)
此訴状の内何れかの一通の方へ請求元金百五拾圓に對する收入印紙六
圓五拾錢を貼り(條一項)假住所届書を添へ訴状は二通も地方裁判所の
訴口へ御差出しなさい(送達費用を納むること以前例の通以下皆全し)之で宜しいと云はれたならば歸宅
して呼出狀の來るのを御待ちになれば宜しいのです

商 呼出狀は何日頃参りませうか實は商用の爲め一寸長崎まで行きたいと
思ひますが……

辯 呼出狀は一兩日の内に参りませうが裁判所へ出るのは二十日以上先き
になります區裁判所の事件なれば訴状を差出してより大凡三四日目が
期日と定まりますが(七條)地方裁判所の事件になると訴状を被告へ送
達してより少くも二十日の日敷を置かねば期日を定むることは出来ま
せぬから(九四條)明日直ぐに訴状を出しても早くて二月の十四五日にな

りませう

商 左様なれば呼出期日までは他行致しても差支はありませんか

辯 差支はありませんが尤訴状送達後十四日内に被告より答辯書を裁判所へ

差出し(九條)裁判所より其一通を原告へ送達になりますから被告の答
辯次第では之に應ずる準備の必要もありませんが夫れは答辯書を見た上
でなくては判りませぬ

商 尙御尋ね致しますが右御咄しの二十日の後始めて裁判所へ出たときに

辯 是は裁判官の尋ねに應じて答を致せば宜しい譯でありますか

商 夫れは折角御咄し致そうと思ふて居ました民事は刑事と違ひ開廷期日
に當事者出廷すれば裁判官は是より何々の事件の審理を始めると云ふ
のみにて裁判官の方より進んで尋ねは先づ無い譯で原告と被告とが裁
判官の前で口頭辯論として互に自分の主張せんとする所を申述べれば裁

○假住所届書○被告の答辯に對する準備○口頭辯論の順序

一定の申立

事實の陳述

判官は双方の述ぶる所を聴き何れが理か非かの裁判を致されるのであります故に有る丈の證據は出し、有る丈の権利は主張するが能いのです其述べ方は原告は先づ訴狀の一定の申立に書きある通りに「被告は原告請求の元利金百五拾九圓と元金に對し明治三十三年一月一日より強制執行完結まで月一步の損害賠償金を添へ支拂ふ可しとの判決を願ひます」と述べ(三三條)之に次で被告は答辯書に書きある通りの一定の申立を致すてせう此一定の申立なるものは極大切なるもので之れが双方争ひの岐るゝ所で判決の基本となるものでありますから訴狀に書きあるより餘計な事は云はず況して間違の無い様に述べねばなりません其次に原告は是も亦訴狀に書きある通りに事實の陳述を致します被告も之に對して事實を述べませう夫れより原告は訴狀に書きある證據物即被告より差入れたる甲第一號證の借用證書を以て被告に貸金あるこ

證據物の提出

被告の抗辯に對する防禦方法

とを立證致すと述べ被告も證據物があれば之に就て何とか述べませう其借用證書は裁判官が出せと云はれるか又は被告が見たいと云ふ場合の外は出すに及ばぬ筋のものなれども目下何れの人も此方より進んで出す振合ひとなり居る故實下も左様なされる方が宜し又證書は毎も裁判所へ出るときには持參致しませぬと差支の起ることがありますから忘れぬ様に御持參なさい之れで一通りの口頭辯論は済む譯で辯論が済んだならば判決を言渡される筈でありますが若しも被告の抗辯次第では原告に於ても防禦の準備を致さねばならず場合に依れば更に證據物を差出すとか證人を呼ぶとか云ふ必要が起つて参ります成程慣れぬことは随分六かしい様でありますが考へるよりは産むが易いと云ふことも御座りますから期日が來ましたならば裁判所へ出て見

〇〇一定の申立〇事實の陳述〇證據物の提出
被告の抗辯に對する防禦方法

ませう

商人は一月十二日に訴状を大阪地方裁判所に差出した

其後一月十五日を以て二月二十日午前九時口頭辯論の爲開廷に付

出頭す可しとの期日呼出状の送達あり又二月二十五日に答辯書

書式見合の送達あり

商人は病氣の爲め二月二十日午前九時の期日に出頭することを

得ず爲めに

關席判決を受けたり依て其翌二十一日に辯護士の許に相談に行きぬ

商 私は二月二十日即期日の前夜より俄かに腹痛が起りまして

期日に出頭

することが出来ませなんだ依て今日裁判所に参り尋ねて見たれば「原

告の訴は之を却下す訴訟費用は原告の負擔たるべし」と云ふ關席判決

に相成原告は負けたと云はれ誠に驚きました此事件は私が負ける筈は

無いと信じて居ましたが何故負けになつたのでせうか何か之を取返す

答辯書

關席判決

關席判決の回復

訴訟費用の負擔

期日の變更

工夫は無いものでせうか

辯 左様ですか期日に出頭致さぬと理非の如何に拘はらず關席したる廉を

以て敗訴の判決を受けねばなりません(民訴二四六條)固より原告の訴に理が

無いと云ふ廉を以て判決せられたものではありませぬから取返すこと

は容易なことであります此關席判決は原告の怠りより生じたのであ

りますから訴訟費用の幾部を負擔致さねばなりません(六二條)故に期日

即出頭日には關席は決して致すものではありませぬ

商 けれども病氣と云ふことは誰の身の上にもあることで私が横着を致

した譯でありませぬから直ぐに關席判決を致されたと云ふことは餘り

酷い仕方ではありませぬか

辯 一應御尤であります期日と云ふものは至て大切に守らなければなら

ぬものでありますから若しも期日に出頭すること出来ぬ事柄の生じた

○答辯書○關席判決○關席判決の回復○訴訟費用の負擔

期日變更
申立書

商

るときには先づ以て其由を裁判所へ申出ねばなりません(民訴二六九條)其手續を致されなれたのが貴下の落度ですから致方はありません其手續は如何様に致すのでありますか

辯

此通り期日變更申立書(附録六)を作り醫師の診断書を貰受けて之に添へ若し其暇なきときは強て添ゆるに及ばざる(民訴二七〇條)而して申立書に貳拾錢の收入印紙を貼り(印紙法)出頭日の指定時刻までに裁判所へ差出せば更に期日變更決定書の送達があります併し期日の變更は申立さへすれば屹度許されるかと云ふに必ず著しき理由が無くては許されませぬ(六九條)又初めの一度は著しき理由さへあれば許されるも一度目以後になると相手方の承諾書を添へて差出さねば許されませぬ(二條三項)要するに期日の變更と云ふことは容易には行はれぬ譯のものであります

商

然らば私が負けになりたる此關席判決は如何致せば取返しが付きませ

期日變更
許否

故障の申立

記録閲覧
申請書

辯

夫れは故障の申立と云ふものを致すのであります(民訴二五)其書面も作り上げてますが書面を作るに付入用ですから此記録閲覧申請書(附録七)を裁判所へ差出し一件記録を閲覧して(四條三項)判決主文だけ寫して御持ちなさい

うか

商人は即日裁判所に出頭し一件記録を閲覧し判決主文を寫し取り之を辯護士事務所に持参せり

辯

故障申立書(附録八)が出来ました御渡し致します之は關席判決書の送達ありたるときは其翌日より起算し十四日内に出すべきものなれども(五條二項)相手方は判決書正本の送達を爲したればとて差當り利益が無いから送達の申立は致さぬことと思ひます依て此故障申立書に五拾錢の印紙を貼り(印紙法)判決書の送達あるを待たずに明日でも直ぐに之を裁

故障申立
書

○期日變更申立書 ○期日變更の許否 ○故障の申立
○記録閲覧申請書 ○故障申立書

判所へ御差出しなさい(五條三項)之を差出せば關席判決を受けぬ前の姿に立戻りて更に判決を受けることが出来(六〇條)

辯 商 之を差出した上は如何致して宜しう御座いますか

追て呼出狀が來ます其日には必ず出廷し二月二十日當裁判所に於て言渡されたる關席判決は不服に付故障を申立ます」と御述べなさい左すれば故障は受理すとの宣告があります仍て之に續て一定の申立より事實を御述べなさい併し今度關席致しますと費用損計りでは無い最早故障の申立は出來ぬこととなり(三條二項)敗訴になります

商 序でに御尋致しますが被告は近頃に至り家財を取置すと又地所を他人の名前に切替へる相談を致して居るとか云ふことでありまりが何か

辯 能き工夫はありますまいか

辯 左様か夫れはけしからぬことなり最早此上は財産の假差押を致すの外

假差押

假差押申請書

辯 商

はない(七條三項)尤不動産の假差押を致すには登記簿の謄本が入りますので(四三條一項一號)少々延引となりますから家財丈の差押へでは如何ですか

辯 商

家財丈で十分と思ひますから夫れ丈に致しませう

假差押申請書(附録九號)が出來ました之に五拾錢の印紙を貼り(四四條)御差出しなさい若し裁判所より保證金が要ると云はれたならば現金を金庫に納め金庫の預り證を裁判所へ差出すのであります之を差出せば即日遅くも一兩日の内には假差押命令書を送達せらるゝに依り之を執達吏役場に持行き假差押手数料並に執達吏の旅費として請求金額と里數とに應じ夫れに相當する金額を執達吏に支拂ひ(二八條一項)執達吏に動産の假差押を御依頼なさい(三一條)

辯 商

其假差押と云ふものほどの様なことを致すのでありますか

裁判所に於て爲す假差

○假差押○假差押申請書○裁判所に於て爲す假差押と

押と執達吏に於て爲す假差押との區別

差押物の保管

ば不動産もある船舶もある又債権もあるが是等は裁判所に於て執行せらるゝので執達吏限りで致すことは出来ない執達吏限りで出来るものは衣類とか箆笥とか鍋釜とか云ふ様な動産に限るのであります又執達吏が假差押の依頼を受けたときは直ちに債務者の居宅又は支店、別荘等に出張し差押へ得可き品物と差押へ得可からざる品物とを區別し(七〇條五) 差押得可き品物に付ては其品物と品数と價額とを請求金額に充つるまで付立て假差押調書と云ふ書面を作るのであります(四〇條) 付立を爲したる品物は執達吏が自分の役場に持行きて訴訟の片付くまで保管を致すのである尤豊、建具又は戸棚、長持の如き持運びの六个敷品物か又は持運びの六个敷ない品物でも債権者の承諾あるときは執達吏は夫々封印を爲し債務者に命じて保管致させても宜いのであります(七五〇條二項五) 六六條二項五)

商 債権者即私は其場に立會はずとも宜いのでありませうか
辯 立會ひは致さずとも宜しい尤債権者は差押の當否に付き忽ち利害の關係を受けること故執達吏に一任するよりは寧ろ立會ふ方が宜しいと思ひます

商人は其翌二十二日故障申立書並に有体動産假差押申請書を裁判所へ差出したるに二十五日假差押命令書の送達ありたるを以て即日執達吏に動産の假差押を委任せり

其後三月十日午後一時に出頭す可き旨の期日呼出状の送達ありたり
商人は已後の手續研究の必要生じたるが爲め三月一日辯護士を訪ねたり
商 御庇で假差押は先月二十五日に濟みました又口頭辯論の期日は本月十日に定まりました然るに今日懇意の者より承れば被告はどうかして金を拂うまいとの考へより本月十日の期日に裁判所に出頭したならば賣

○裁判所に於て爲す假差押と執達吏に於て爲す假差押との區別
差押物の保管

掛代金は已に辨済して少しも滞りなく隨て借用證書を差入れたることなく又證書も被告の筆蹟で無く印章も被告の印章で無き旨の抗辯を致すと或る者に咄して居たそうですが實に以ての外のことであります若しも本當に斯様の抗辯を致したるときには私は如何致して宜しう御座いませうか

辯

左様ですか被告が口では何と答辯しても實際被告より差入れた證書とすれば強て心配するには及びませぬが其證書は被告の直筆で印章も被告の實印たることは立證することが出来ますか

商

證書の成立を申せば斯様の譯であります明治三十二年六月下旬私が大阪に罷り越し被告に向て段々と催促を致したる未被告は七月一日朝私の泊り居りたる大川町の宿屋に參り證書を差入れ置くに付節季まで待ち呉れと頻りに歎願致しますので私も無據之を承諾したれば被告は其

人證の効力

辯

席で直ぐに證書を書認め實印を押し私へ差入れたのであります丁度其時には私の取引先なる道頓堀の金山正吉なる者が來り合せ居り委細の様子を承知して居ますから同人を取調べて貰へば右證書は被告が慥かに私へ直々渡したと云ふ事實が明了致します又被告は證書の筆蹟、印章が違ふと申しましたも被告より私の知人なる池田町石田直治へ差入れ居る頼母子講の證書の筆蹟之に押ししてある被告半助名下の印章と較べて見ましたが少しも違つた所はない様に思ひます付ては金山を證人として調べて貰ひませうか石田の證書を借受けて差出させうか本月十日の口頭辯論に於て若し被告が甲第一號證を差入れたることなしと抗辯たるときは金山正吉を證人として取調べて御貰ひなさる方も宜敷からんも民事訴訟法に於ては斯かる場合に在て單一なる人證即人を以て證據立てることは甚だ効力の薄弱なるものですから斯かる場合

○人證の効力

検眞の申立

検眞の材料

には裁判所に向て検眞の申立を爲すの外無いのです(五三條)検眞とは相手方即被告が斯る證書を差出したることなすと抗辯したるとき其證書の眞なるや偽なるやを調べて貰ふのであります之を調べて貰ふには之に對照する所の材料が要ります(三三條三項)故に其材料として先づ豫め石田が受取り居る頼母子講の證書を借受けて裁判所へ持参し之を甲第二號證として差出し此證書は被告より石田直治へ差入れあるものにして此證書の筆蹟並に被告名下の印章と甲第一號證の筆蹟並に被告名下の印章とは同一なるに付之を提出す此甲第二號證を材料として甲第一號證の筆蹟並に被告名下の印章は被告の筆蹟並に印章に相違なきことを立證する爲め検眞あらんことを求むと述べるのであります尤此檢眞の申立を爲すには檢眞申立書が要ります(五二條三)

右御咄申したる順序手續は石田の受取り居る證書(甲第二號證)は被告

人證の申立

印鑑取寄の申立

に於て石田へ差入れ居ることを認むるものとしてのことでありませんが若しも被告が之を認めないときには相當の手續を致さねばなりません相當手續と云ふのは果して石田は甲第二號證を被告より受取りたるに相違なきや否やを確める爲め石田を證人として訊問して貰ふのであります扱訊問の結果石田が被告より受取りたるに相違なきと申したるときには貴下は其石田の證言を引用して甲第二號證は被告より差出したるに相違なきことは今石田の申立る通なるに付此甲第二號證を甲第一號證の檢眞の材料に供すると述べるのであります尤證人の訊問を願ふには人證申立書と云ふ書面が要ります(九一條)尙ほ此上一層大丈夫を踏ふと思はゞ印影對照の材料として被告の住所の西區役所より被告の印鑑の取寄を裁判所へ願ふのであります(六條三項)が左すれば夫だけ日子を費へますし又此事件の模様では此取寄せまでには及ばずして濟うか

○檢眞の申立 ○檢眞の材料 ○人證の申立 ○印鑑取寄の申立

と存じられます

商 序に御尋ねを致しますが甲第二號證の如き被告より他へ差入れたる證書が無きにもせよ印章は區役所より印鑑を取寄せて對照することも出来ませうが筆蹟に至ては甲第二號證の如きものゝ無いときには一寸困難のものではありませんまいか

辯 貴下餘程訴訟の道が判つて参りました其御尋ねは御九千萬であります其時には果して甲第一號證の筆蹟は被告の筆蹟に相違なきや否やを對照する爲めに法廷に於て何なりとも被告に文字を書かせて貰ひ之を檢

手記の對照

眞の材料と爲すのであります(三條三五)が此事件は印章さへ明白に判れば其所まで遣らずとも済むでせう

商 委細判りました左様なら其檢眞申立書並に人證申立書を御作り下さい出来ました此檢眞申立書(附録一〇)には五拾錢の印紙を貼り(三條三六)御差出

檢眞申立書

印鑑取寄申立書

人證申立書

しなさい若し又印鑑取寄の必要が出来たときは此印鑑取寄申立書(附録一〇)を見合せて御差出しなさい此書面は用意の爲めに認めて置くのであります此書面には貳拾錢の印紙を貼れば宜しい(一〇條)又此人証申立書(附録一一)には五拾錢の印紙を貼り(三條三六)御差出しなさい尤証人を呼出すに付て

證據調の結果に付ての辯論

は証人の旅費日當等を豫納致さねばなりません(八八條)裁判所の差圖通りの金額を現金にて裁判所の會計掛に御差出しなさい會計掛に於ては直ちに金庫へ預け入れ追て証人より旅費日當の請求書を裁判所に差出したるとき會計掛は書記課の通知に依り証人へ支拂はれる譯であります尙御咄し致して置きますが證據調の終りたるときは其結果に付原被双方は辯論を致さねばなりません(二六條)例へば原告即貴下は裁判官に向て私は「証人石田直治が甲第二號證は被告より受取たるものに相違無しと陳述したるに付ては此証言を引用し甲第二號證は被告より

○手記の對照○檢眞申立書○印鑑取寄申立書○人證申立書

石田へ差入れたるものに相違なきに付此中第一號証を甲第一號証の檢眞の材料に供したるは適當である又甲第二號証と甲第一號証と對照の結果甲第一號証の筆蹟並に被告名下の印章は甲第二號証の筆蹟、印章と同一なるに付甲第一號証は被告より原告へ差入れたるものに相違なきことを立証す」と述べるのであります

商人は是にて立去り三月十日の口頭辯論期日に出頭したる處案の如く被告は甲第一號証は差入れたることなき旨否認の抗辯を爲したるに付原告は被告より石田直治なる者へ差入れ居る頼母子講の証書の筆蹟並に印章と甲第一號証の筆蹟並に被告名下の印章と對照檢眞を乞ふ爲め檢眞申立書を差出し又此頼母子講の証書は被告より石田へ差入れたるものに相違なき旨を立証する爲め石田直治を証人として呼出あらんことの人証申立書を差出したる所裁判官は直ちに証據調即檢眞並に証人訊問の期日を三月二十日午前十

時と決定せられたり

三月二十日の期日に於て被告は証人訊問の結果甲第二號証は被告より石田へ差入れたるものなること並に同証書の被告の自筆なること又同証書の被告名下の印章は被告の印章なること丈は認めたるに付原告は最早區役所より被告の印鑑を取寄せ貰ふの必要なことを認め印鑑取寄の申立は之を爲さざりし茲に於て裁判官は引續き檢眞の手續ありて原被双方は其結果に付き辯論を爲し裁判官は辯論已に熟したるを認め結審せられ同日直ちに被告は原告請求の元利金百五十九圓と元金に對し明治三十三年一月一日より強制執行完結まで月一步の損害賠償金を添へ支拂ふ可し

訴訟費用は被告の負擔とす但原告の關席に因り生じたる費用は原告負擔す可し

と云ふ原告即商人勝訴の判決を言渡されたり

辯論の終結

第一審の判決
言渡

○辯論の終結○第一審の判決言渡

商人は其報知旁々同日辯護士の許に行きたり

商 御庇で今日判決になりまして私の勝となりました裁判所に出ない内は
どんなに怖い所かと案じて居ましたか有体の事柄を其儘述べますには
何の造作も無いことで仰せの通容易い事件は全く素人で出来るかの様
に思ひます

本人訴訟の利益

辯

左様普通の事件ならば自分で出る方が宜しい裁判所の様子を知らぬ人
は其様子も判り又今日は法律時代で誰も法律の一斑を承知して居らね
ば差支のある時節ですから自然法律の必懸も出来て来ます其上辯護士
へ依頼するの手數も要らないと云ふので餘程勘定となる譯であります
先日の訟廷にて被告は甲第二號証は被告より差入れたるに相違なきも
甲第一號証は差入れたることが無い賣掛代金は三十二年五月十日に丁
稚に持たせ支拂ひたることなれば甲第一號証を差入れる筈なく依て丁

商

人證申立書

人證申立の拒絶

稚染井久松を証人として取調を願ふと申して書面を出しました附録三三號
表式見合

私は久松と云ふ丁稚は見たことも聞いたことも無い者で金を拂ふた杯
とは全く虚言であるから同人を取調べになるは無益であると申したれ
ば裁判官は遂に被告が申立たる証人は採用になりませなんだ

辯

其申立は實に上出来でした中々辯護士も及ばぬ手際であります總て相
手方が不必要の証據を申出たるときは斯様に御拒みなさいそう致せば
訴訟が餘程早く進行して當事者の爲めにも裁判所の爲めにも少なから
ぬ利益であります

商

判決になりたる上は相手方は何時返金致す譯でありますか
被告に於て其判決に不服なくば直ぐ返金するかも知れず併し訴訟にも
なりたる事件だと云へば先づ強制執行まで致さなければ金は取れぬも
のと見なければなりません然らば強制執行は何時出来るかと云へば第

○本人訴訟の利益○人證申立書○人證申立の拒絶

判決書正本送達申立書

判決の確定

商

一審判決確定の上でなくては出来ませぬ(民訴四)又夫れまでは催促を致す権利もありませぬから判決を確定せしむる爲め此判決書正本送達申立書(附録一三)に五拾錢の印紙を貼り(訴法六)裁判所に御差出しなさい(民訴三)

辯

判決の確定とは如何なることでありませぬか
確定とは其判決に對し控訴も上告も出来ぬと云ふ譯です例へば第一審の判決に不服があれば判決の送達ありたる翌日より三十日以内に控訴を爲すことが出来る(民訴三九六)又控訴の判決に不服があれば同じく三十日以内に上告を致すことも出来る(民訴四三三)然るに此日數を過ぐるも控訴を致さず控訴判決に對し上告を致さざれば最早其判決を動かすことが出来ませぬ之を即確定判決と云ふのです

商

三十日以内に被告が控訴致したか致さないかは如何して判りますか
控訴を致せば貴下の方へ控訴状の送達があります(民訴四)丁度第一審に

判決確定證明書附與申請書

控訴期間の計算方法

て原告より出訴したる時に訴状の一通を被告へ送達せられて被告が出訴せられたることを知るも同じこととあります

第一審判決書送達より三十日を経て控訴状の送達が無ければ先づ控訴は無きものと見て宜しい併し之を確めるには第一審裁判所へ出て判決確定證明書を貰ふの道があります(民訴四)其判決確定證明書附與申請書は此通り(附録一四)に作り貳拾錢の印紙を貼り(訴法一〇)差出すのであります
尤被告が控訴裁判所々在地外に住居せるものなるときは猶豫期間として其住居より控訴裁判所までの里數に應じ八里毎に一日の猶豫を控訴期間の三十日に加へて控訴の有無を計算するのです例へば被告が二十里以外の土地に住居せる者と假定せば三十三日間を經過しなければ控訴期間を過ぎたと云ふことは云へませぬ(七條一六)
商人は其後判決書正本送達申立書を裁判所に差出し裁判所よりは同月二十

○判決書正本送達申立書○判決の確定○判決確定證明書附與申請書

控訴状

七日に判決書の正本を原被双方へ送達せられたり
被告半助は其後控訴を爲し四月二十日に商人手元へ控訴状附録四號の送達と
五月二十五日午前九時に大阪控訴院へ出頭すへき旨の呼出状の送達とあり
たり

商人は控訴の手續を聞く爲め四月二十一日辯護士を訪ねたり

商 昨日此通りに控訴状の送達と呼出状の送達とがありましたか如何して
宜しう御座いませうか

控訴の手續

辯 控訴の手續も第一審の手續と何も違ふたことはありません第一審にて
は此方より先方を相手取りたるも今度は先方より此方を相手取られた
と云ふまでの違ひで第一審にて相手方が答辯書を差出したる通り今度
は此方より答辯書を差出ないのであります

商 左様ならば答辯書の作り方を御願ひ致します

控訴答辯書

辯 答辯書が出来ました附録一五此答辯書は第一審と同様控訴状の送達あり
たる翌日より十四日内に差出すのでありますから貳拾錢の印紙を貼り

(訴訟法) 期限に後れぬ様御差出なさい(三條四)

商 今度は先生に御願ひ致したいと存じますが如何で御座いませうか

控訴判決の効力

辯 控訴は第一審よりは多少骨が折れます何故ならば控訴裁判所で認定せ
られた事實は如何なる証據あるも最早動かす事が出来ないのですから
……去りながら此事件杯はまだ辯護士は無用です若し中途でいけ
ないと云ふ節には其時に至り辯護士を出すことにして決して遅くはあ
りませぬ

控訴判決の
申立

序に御咄し致して置きますが若し相手方が期日に不参したならば「控
訴人は期日出頭せざるに付控訴を棄却すとの判決を請ふ」と御述べな
さい左すれば第一審にて貴下が敗訴の關席判決を受けられたる如く控

○控訴状○控訴の手續○控訴答辯書○控訴判決の効力

控訴審の判決
言渡

上告状の送達

上告審の辯論

訴訟の委任

訴人が敗訴の關席判決を受くることとなりす(三八條)

被控訴人たる商人は期日即五月二十五日大阪控訴院に出頭し控訴人安井半助も出頭し口頭辯論を爲し商人即水本良造勝訴の判決を受けたり依て良造は判決書正本の送達(三九條)を申立五月二十八日雙方へ送達ありたり

其後相手方は上告を爲し六月三十日上告状の送達と九月二十五日午前十時に大審院へ出頭す可き旨の呼出状の送達とありたるを以て商人は爾後の手續依頼の爲め七月一日辯護士事務所に到りたり

商 相手方は上告を致しました昨日此通りに上告状の送達と期日の呼出とがありました聞けば大審院では法律の議論計りを致すと云ふことですが私は法律上のごとは一切存じませぬので此度は是非先生に御苦勞を願ひたいと存じ其御願に參りました

辯 如何にも上告審では控訴審の判決が法律に背ひて居る旨の辯論しか出

委任状

裁判所の休暇

商 夫は何より結構であります左様なら此委任状に記名調印して御渡し致します借御禮は如何致して宜いでせうか

辯 東京の辯護士への謝金ですか………謝金は普通請求金額に應じ一割

とか二割とか極つて居ますが此事件は容易い事件ですから一割四五歩と思ふて居れば大丈夫です尙謝金は判決後で差支ありません私に能き様に申して遣ります

商 大審院の呼出は餘程遅くなつて居ますが何故地方裁判所や控訴院の通りに行かないのでせう

辯 大審院だと申して殊更に遅いと云ふことはありませぬが七月十一日よ

○控訴審の判決言渡○上告状の送達○上告審の辯論
○訴訟の委任○委任状○裁判所の休暇

り九月十日までは裁判所の休暇になりますから(七條二)其間は養料の請求とか手形の請求とか財産の差押とか云ふ如き極差急ぎたる事件の外は扱はれませぬ(二九條)而して此事件は丁度休暇に跨りましたから呼出期日も自然遅くなつたのであります

商 判りました

是にて商人は立歸りたり

商人は十月五日辯護士の通知に依り辯護士方へ罷越したり

商 昨日御手紙を戴きまして參上致しました

辯 東京の辯護士より此通り大審院の判決書の正本を私方まで送つて來ました貴下の勝訴になりましたから御安心なさい

商 左様ですか色々御手数を掛けまして御禮の申様もありませぬ是で最早

確定したので御座いますか

上告審の判決言渡

辯 左様此上は最早何所へも訴へて行くことは出来ませぬ是で金を催促する権利もあれば又強制執行をすることも出来ませぬ謝金は收入印紙代、筆寫料等を合せて貳拾圓で宜しいと申して來ました

商人は謝金を差出して送付方を辯護士に依頼せり

商 然らば強制執行は如何なる手續に致すのでせうか

辯 直ちに強制執行に取掛るも宜いが是亦費用と手数の要ることで雙方とも利益がないから一應相對に催促を致して見ては如何ですか

商 然らば左様致しませう

商人は是にて立歸り相手方に催促を試みたるも返金せざるに付十月十五日更に辯護士の宅に來り

商 御示しの趣もありましたから手紙又は使を以て數回催促を致しましたが或は不在とか或は金策が出来ぬとか申して一向に返金致す様子が見

○上告審の判決言渡

強制執行の準備
執行力ある判決書の正本附與申立書

へませぬので催促は最早無益だと思ひます

辯 然らば致し方がありませぬ強制執行に御掛りなさい執行に取掛るに付ては先づ以て執行力ある判決書の正本を申受けねばなりませぬから此執行力ある判決書正本附與申立書（附録一七）に五拾錢の印紙を貼り（訴訟法六）之に第一審以來上告審までの判決書の正本を添へて第一審裁判所書記課へ御差出しなさい尤一時に本店、支店等數ヶ所に於て執行を始むるときは執行力ある判決書の正本數通を申請ければなりませぬ（民訴五）が執行せんとする財産は何處々々に在る何々ですか
商 相手方は先日類焼に罹りまして假差押を致したる家財の幾分を焼きましたから現存する家財と宅地とに向て執行致したいと思ひます
辯 然らば家財に對する執行に付き執達吏に渡す分と宅地に對する執行に付き區裁判所へ差出す分と二通の執行力ある判決書の正本を御受けな

訴訟費用の確定決定申請書

假差押の費用

さい印紙は一通毎に五拾錢の割合で一圓貼らなければなりませぬ（訴訟法六）

辯 又訴訟費用の執行を爲すに付ては特に費用額の決定を受けねばなりませぬから此訴訟費用確定決定申請書（附録一八）に貳拾錢の印紙を貼り（訴訟法一〇）之に第一審以來上告審までの費用即訴状を始め一切の書類の認料、書類に貼用したる印紙代、執達吏郵便等にて爲したる送達費用、証人呼出費用、裁判所へ出頭したる旅費日當等の計算書を添へて第一審裁判所へ御差出しなさい（民訴八）尤假差押の費用は請求することが出来ませぬから之は御省きなさい
商 東京の辯護士へ出したる謝金は計算へは入れられませぬか
辯 之は取れませぬ尤東京の辯護士が出頭したる日當、書類認料、印紙代等は無論取れますから計算書へ御加へなさい

○強制執行の準備○執行力ある判決書正本附與申請書
○訴訟費用確定決定申請書○假差押の費用

強制競賣
申立に入用
の書類

商人は執行力ある判決書正本附與申立書並に訴訟費用確定決定申請書を裁判所に差出し十月二十日に執行力ある判決書の正本を交付せられ同月二十五日に訴訟費用確定決定書の謄本の送達を受け辯護士事務所を持参したり商此通り書類を受取りました

辯 不動産に對する執行に付ては登記簿の謄本が入用ですから(一四三條)登記所に出頭し之を申受け又其宅地に付ては其地番、坪數地價等の証明書や地租、府税、市税等が何程入るか証明書が要りますから(四三條三項)區役所に出頭し其証明書を申受け御持ちなさい

商人は十月二十六日登記簿の謄本並に物件証明書、公課証明書を申受け辯護士方へ持参したり

辯 是迄は總て執行の準備計りでしたが是で準備が揃ひましたから是より執行に取掛るのであります

動産と不動産との執行の區別

動産に對する執行

不動産に對する執行
強制競賣
申立書

御注意の爲め御咄し致して置きますが動産と不動産とは執行の手續が違ひます箆笥、長持等の家財は動産ですから執達吏に委任して執行し(一五三條)宅地は不動産ですから其不動産の在る地を管轄する區裁判所へ申立て、執行致すのであります(一四一條)

先づ以て執達吏役場に到り執行力ある判決書の正本一通を執達吏に渡し且訴訟費用確定決定書の謄本を示し別に書面委任は要らない只口頭にて動産に對する執行を御依頼なさい若し差押手数料、競賣手数料、旅費等の立替金の豫納入用なる旨申されるときは現金を執達吏に御拂ひなさい(一三條、一四條、一五條)之は競賣代金の内より取立つることが出来るのであるから執行済の節執達吏に過不足の精算を御求めなさい次に此強制競賣申立書(附録一)に貳拾錢の印紙を貼り(一〇條)執行力ある判決書の正本、訴訟費用確定決定書の謄本、登記簿の謄本其他申立書に附屬書

○強制競賣申立に入用の書類○動産と不動産との執行の區別
○動産に對する執行○不動産に對する執行○強制競賣申立書

假住所届書

競賣期日の立會

類として記載ある書類を添へ(三條一項四)且差押登記囑託の爲め不動産の價格に相當する収入印紙を區裁判所へ納めなさい(民訴六五一條一項四)場合に依れば執行費用の豫納金が必要かも知れませぬ之は區裁判所より何とか沙汰のありたる上現金を納むべしと云はれたならば裁判所の會計掛へ納め郵便切手を納む可しと云はれたならば直ちに裁判所に差出すのであります

尙又貴下は當市内の御方でありませぬから假住所届書が要ります區裁判所へ御差出しなさい(民訴五二七條)

商辯

競賣の際には私も立會ひ致す譯でありませうか
動産に對する執行に付ては法律上立會ひは必要と致しませぬが差押と競賣には立會ひなさる方が利益であります其期日は執達吏に御聞きなされば判ります又不動産に對する執行に付ては競賣期日に是非立會ひ

債權者の競買加入

動産競賣の結了

が要ります其期日は追て區裁判所の競賣公告中に記載致されます(六五) 〇八條一

尙又債權者即貴下も競買に加はることが出来ますから隨意に買受けて差支なきのみならず各人より申出づる競買代價甚だ底くして債權者が損失を蒙むる様の虞れあるときは債權者に於て一時買受け置き他日隨意に賣却する方利益と思ひます

商人は十月二十七日執達吏に動産に對する執行の委任を爲し翌二十八日區裁判所に不動産の強制競賣申立書を差出した

十月三十日區裁判所より強制競賣開始決定書の謄本を商人に送達ありたり商人は十一月十日執達吏の通知に依り執達吏役場に出頭したる處執達吏は競賣代金を交付し且執行力ある判決書の正本に請求金内拂の附記を爲し還付したり依て直ちに辯護士方へ持行きたり

〇假住所届書〇競賣期日の立會〇債權者の競買加入
〇動産競賣の結了

競賣代金の受領

商

先生執達吏の執行は本日結了致しまして此執行正本に記載の通競賣代金三拾九圓の内執行費用貳圓五拾錢を引去り残り三拾六圓五拾錢を請求金額と訴訟費用とに充て受取りました

辯

右内受取の金額は不動産に對する強制執行へ差繼になりすから區裁判所へ御届なさい夫れは不動産の競落期日までには請求金額、訴訟費用、執行費用等の計算書を區裁判所へ差出さねばなりませんから(民訴六)右差繼のことは其計算書中へ記載致す丈けて宜しうあります

商

商人は十一月二十五日の不動産競賣期日に競賣の場所へ立會ひたり十一月三十日區裁判所より松畑富一の配當要求通知書の送達あり依て辯護士方へ持参せり

商

此通り配當要求の通知がありましたが無効致すので御座いますか之は競賣申立書を作るときに登記簿の謄本で見ました彼の登記付の分

配當要求の通知

計算書の提出

競落期日の結果

商

本日は競落期日に付區裁判所へ出頭致しました「競賣に付したる宅地は代金貳百九拾圓にて梅田某へ落札に及ぶも異存なきや」との尋ねがありました其代價は少々安いとは思ひましたが格別の事もありませぬので異存なき旨答へたれば直ぐに其者へ落札を命ぜられました然るに

商

商人は區裁判所の歸路辯護士方へ立越し

辯

此貸金は競賣代金中より先取せらるゝも致方なき譯ですから此儘に致して置けば宜しいのです

商

商人は十二月一日の競落期日に區裁判所に出頭し且同時に債權の計算書を差出した

商

左様です目下競賣中の宅地を抵當として松畑が百圓貸與したるものに登記付の間違ひなき貸金であります

辯

此貸金は競賣代金中より先取せらるゝも致方なき譯ですから此儘に致して置けば宜しいのです

商

○競賣代金の受領 ○計算書の提出 ○配當要求の通知 ○競落期日の結果

競賣代金の取立もなく隨て金の下付もありませんが如何で御座いますか

辯 落札の言渡に對し或は異議を申立つるものあるかも知れず依て確定の後でなくては金の取立はありませぬ此言渡は七日すれば確定しますから夫まで御待ちなさい(○民訴六八)

其後商人は區裁判所より十二月十日午前九時に競賣代金の配當を致す可きに付き出頭すべしとの呼出を受けたり

不動産競賣の結了
競賣代金の配當

商人は期日區裁判所に出頭し競賣代金の配當を受け且執行力ある判決書の正本に内拂の附記を爲し訴訟費用確定決定書の謄本と共に還付せられたるに付辯護士方へ持参したり

競賣の結果

商 今日競賣代金の配當を受けました然るに配當要求者松畑の方へ元利百拾九圓差引されましたから私の手元へ受取りたるは百七拾壹圓であり

訴訟の結果

辯

ます之に動産の賣却代金を合せ其内より訴訟費用と執行費用とを引去るときは請求金額に對しては丁度八分金しか取れぬことになりました訴訟の結果は先づこんなもので抵當貸しでも無いのに總ての費用を引去りたる上八分金も取れたと云はゞ先づ上出来の方であります世間には行掛り上訴訟を起し訴訟費用すら取ることの出来ぬことが屢々ありますから訴訟を起さんとするときは其結果は如何に成行くかを研究し十分確めた上で無くては出訴するものではありません

商

先生此事件は暑中休暇が跨がつたとは云へ丁度滿一年掛りました………
辯 そのです此事件は極めて容易なる事件で且訴訟の進行も餘程早くありました然るに滿一ヶ年掛つたとすれば面倒なる事件になると随分日數の掛ることが察せられます夫が爲め自然商業上の妨げともなりますから執行上十分の見込なき事件は少々勘辨するとも可成内濟示談する方

内濟示談

○不動産競賣の結了○競賣代金の配當○競賣の結果
○訴訟の結果○内濟示談

が宜しいと思ひます

商 今後内済示談をする必要のあるときにも先生は後見をして下されませうか

辯 内済示談の手續なれば尙更喜んで後見を致します

商 不足の金額に付ては最早何とも致方はないもので御座いませうか

辯 此後相手方に身代の出来るのを待つより外致方がありませぬ身代が出来た上は前の執行力ある判決書の正本に依り是迄通りの手續を以て何

度でも執行することが出来ます又本人死亡等の節は相續人に掛つても執行することが出来ます

商 此事件は先づ之で落着致しました誠に容易ならぬ御手数を掛けました

が御禮は如何様に致して宜しう御座いませうか御用捨なく御聞かせ下さいます

辨濟不足の執行

辯護士への謝禮

辯 私が裁判所へ出頭したのでもなし又別に研究力を費やす程の事件でも

無かつたから御心持次第で宜しう御座います

商人は自己の意見に任せ辯護士に相當の謝禮を爲し謝辭を述べて立去り

○辨濟不足の執行○辯護士への謝禮

附 録

備 考

- 一 用紙ハ美濃紙ニシテ可成十一行(全紙ナレハニ
十四行トナル)位ノ罫紙ヲ用ユ可シ
- 一 い號ろ號は號書式トモ表紙ノ書式ヲ添ヘアル分ニ限り表ニ一枚ノ表紙ヲ附ス可シ裏ノ表紙ハ之ヲ附スルニ及ハス
- 一 始メテ裁判所ニ差出ス書面ハ其裁判所ノ長宛トス可シ例ヘハ地方裁判所ヘ差出ス書面ナレハ地方裁判所長宛トシ區裁判所ヘ差出ス書面

ナレハ區裁判所監督判事宛トスルカ如シ但區裁判所ニハ監督判事
 在ラサル箇所モアルニ付此場合ニ於テハ單ニ判事宛トス可シ
 一 且事件カ裁判所ニ繫屬シタル後ニ差出ス可キ書面ノ宛名ハ地方裁
 判所ナレハ民事部長宛トシ區裁判所ナレハ其事件ヲ担当スル判事宛
 トス可シ
 一 書式中當事者ノ肩書ニハ地番ヲ記載ス可キコトニナリ居ルモ若シ何
 番屋敷又ハ何番戸ト稱フル地方ニ於テハ其例ニ依ル可シ

い 號 書 式

備 考

此い號書式ハ原告タル商人水本良造ガ作ル可キ各種ノ書類ノ認メ方
 ヲ示シタルモノニ付本文ト引合セテ見ル可シ

(一號書式)

(民訴三八一條一項)

收入印紙
二十錢

和解申立書

兵庫縣武庫郡伊丹町字諸白五

十番地平民酒造業

申立人 水 本 良 造

大阪府大阪市西區京町堀十丁

目百番地平民酒類小賣商

相手方 安 井 半 助

貸金請求事件

目的物

一金百五拾圓 明治三十二年七月一日貸付

一金九圓 同年同月同日ヨリ利息月一步
同十二月三十一日マテ

和解申立書

外ニ明治三十三年一月一損害賠償金但月一步

右和解ノ爲メ相手方ノ呼出アランコトヲ申立

候也

明治三十四年一月十日

右 水 本 良 造 印

大阪區裁判所

監督判事 氏 名 殿

(S11號書式)

(民訴一四三條一項)

假住所届書
申立人 水本良造
相手方 安井半助
貸金請求事件
右和解事件ニ付
大阪市東區今橋筋三百番地
辯護士 山川正潔
方ナ假住所ト相定メ候若シ書類ノ送達ヲ受クルニ當リ拙者不在ノトキハ假住所ノ家主又ハ其家族若クハ雇人ニ於テ受取吳候様委任致シ置候

六六

右及御届候也

明治三十四年一月十日
右 水本良造印
山川正潔印
大阪區裁判所
書記課
御中

(S11號書式)

(民訴三八四條)

表
支拂命令申請書
債權者 水本良造
裏
收入印紙 二十錢

假住所届書〇支拂命令申請書

支拂命令申請書

兵庫縣武庫郡伊丹町字諸白五 十番地平民酒造業
債權者 水本良造
大阪府大阪市西區京町堀十丁 目百番地平民酒類小賣商
債務者 安井半助
貸金請求事件
目的物
一金百五拾圓
明治三十二年七月一日貸付
同 年 同 月 同 日 ヨリ
同 十 二 月 三 十 一 日 マテ
利息月一歩

六七

外ニ明治三十三年一月一日損害賠償金但月一步 日ヨリ支拂當日マテ	一金壹圓七拾錢	督促手續費用	申立	債務者ニ對シ支拂命令ヲ發セラレシコトヲ求ム	事實	債權者ハ債務者ニ對シ前記ノ通貨金ヲ爲シ明治三十二年十二月三十一日ノ辨濟期限ニ至ルハ元利取揃ヘ辨濟ス可キ契約ナルニ期限ヲ經過スルモ辨濟ヲ爲サス	附屬書類	一計算書	一通
------------------------------------	---------	--------	----	-----------------------	----	--	------	------	----

右申請候也	明治三十四年一月十日	右水本良造印	大阪區裁判所	監督判事氏名殿
-------	------------	--------	--------	---------

(民訴三九三條一項)

計算書	一金壹圓七拾錢	督促手續費用	內	金拾錢	申請書二枚 書記料	金貳拾錢	右收入印紙	金拾錢	送達手數料	金五拾錢	一月十日 出頭日當	金八拾錢	右旅費往返八里	右之通相違無之候也	明治三十四年一月十日	債權者 水本良造印
-----	---------	--------	---	-----	--------------	------	-------	-----	-------	------	--------------	------	---------	-----------	------------	-----------

執行命令申請書	收入印紙 二十錢	債權者 水本良造	債務者 安井半助	貸金請求事件	右督促手續事件ニ付明治三十四年一月何日債務者ニ對シ支拂命令送達相成候處期間經過スルモ支拂ヲ爲サス又異議ノ申立ヲモ致サ、ルニ付假執行ノ宣言被成下度	附屬書類	一計算書	一通	右申請候也
---------	-------------	----------	----------	--------	--	------	------	----	-------

執行命令申請書

明治三十四年一月何日

右水本良造印

大阪區裁判所

判事氏名殿

備考

計算書ハ支拂命令申請書ニ添付セル書式ニ倣ヒ作ル可シ

七〇

(い五號書式)

(民訴一九〇條、一〇五條乃至一〇八條)

貸金請求之訴狀

原告 水本良造

一原告住所ヨリ大阪地方裁判所マテ 四里
一被告住所ヨリ同所マテ 一里以内

裏面
收入印紙 五圓
全圓
全五十錢

訴狀

兵庫縣武庫郡伊丹町字諸白五
十番地平民酒造業

原告 水本良造

大阪府大阪市西區京町堀十丁

目百番地平民酒類小賣商

被告 安井半助

貸金請求事件

目的物

一金百五拾圓 明治三十二年七月一日貸付

一金九圓

同年同月同日ヨリ利息但月一步
同十二月三十一日マテ

訴狀

外ニ損害賠償金

一定ノ申立

被告ハ原告請求ノ元利金百五拾九圓ト元金ニ
對シ明治三十三年一月一日ヨリ強制執行完結
マテ月一步ノ損害賠償金ヲ添ヘ支拂フ可シ訴
訟費用ハ被告ノ負擔トス
トノ判決アランコトヲ求ム

事實

原告ハ被告ニ對シ前記ノ通貸金ヲ爲シ明治三
十二年十二月三十一日ノ辨濟期限ニ至レハ元
利取揃ヘ辨濟ス可キ契約ナルニ期限ヲ經過ス
ルモ辨濟ヲ爲サス

七一

証據方法

一 甲第一號證ヲ以テ貸金アルコトヲ證ス

附屬書類

一 證書謄本

一通

右出訴候也

明治三十四年一月十二日

右 水本良造印

大阪地方裁判所長

判事氏名殿

証書謄本

甲第一號證

金借用証

六
紙 錢

一金百五拾圓也

利息月一步ノ定

右借用候處實正也然ル上ハ來ル十二月三十一

日限リ元利取揃ヘ無相違御返濟可致候依テ借

用證一札如件

明治三十二年七月一日

大阪市西區京町堀十丁目

百番地

借主 安井半助印

金主

水本良造殿

右之通相違無之候也

明治三十四年一月十二日

原告 水本良造印

明治三十四年(第一〇〇號)

期日變更申立書

收入印紙
二十錢

原告 水本良造

被告 安井半助

貸金請求事件

右訴訟事件ニ付本月二十日午前九時口頭辯論

期日ニ候處突然下痢病差起リ出廷難致ニ付何

月何日ニ變更被成下度依テ疏明ノ爲メ診斷書

一通添付致シ候

右申立候也

明治三十四年二月何日

右 水本良造印

期日變更申立書

七三

七二

(六號書式)

(民訴一六九條)

大阪地方裁判所民事第一部長
判事氏名殿

(五七號書式)

明治三十四年(ワ)第一〇〇號

記録閲覧申請書

原告 水本良造
被告 安井半助

貸金請求事件

右記録閲覧致シ度此段申請候也

明治三十四年二月二十一日

右 水本良造印

大阪地方裁判所民事第一部

書記課

御中

七四
(民訴二二四條一項)

(五八號書式)

明治三十四年(ワ)第一〇〇號

(民訴二五六條)

貸金請求之故障申立書

故障申立人 水本良造

一 歛席判決送達

明治三十四年何月何日

(是ハ相手方ノ申立ニ因リ歛席判決ヲ送達セラレタル
トキニ限リ記載ス可シ故ニ本作ニハ此記載ヲ要セス)

収入印紙
五十錢

明治三十四年(ワ)第一〇〇號

故障申立書

兵庫縣武庫郡伊丹町字諸白五

十番地平民酒造業

故障申立人(原告) 水本良造

大阪府大阪市西區京町堀十丁

目百番地平民酒類小賣商

被申立人(被告) 安井半助

貸金請求事件

右訴訟事件ニ付明治三十四年二月二十日御廳

ニ於テ言渡サレタル

(判決主文)

記録閲覧申請書〇故障申立書

原告ノ訴ハ之ヲ却下ス
 訴訟費用ハ原告ノ負擔タル可シ
 トノ判決ニハ服従スルコトヲ得ス
 右故障申立候也
 明治三十四年二月二十二日
 右 水 本 良 造 印
 大阪地方裁判所民事第一部長
 判 事 氏 名 殿

表 面
 (九號書式)
 有体動産假差押申請書
 債權者 水 本 良 造
 裏 面
 收入印紙
 五十錢

有体動産假差押申請書
 兵庫縣武庫郡伊丹町字諸白五
 十番地平民酒造業
 債權者 水 本 良 造
 大阪府大阪市西區京町堀十丁
 目百番地平民酒類小賣商
 債務者 安 井 半 助
 貸金請求事件
 請求ノ表示
 一金百五拾圓 明治三十二年七月一日貸付
 一金九圓
 同年同月同日ヨリ
 同十二月三十一日マテ 利息但月一步

一金貳拾圓六拾五錢 同三十三年一月一日ヨリ
 同卅四年二月廿三日マテ 損害
 賠償金但月一步
 合計金百七拾九圓六拾五錢
 申請ノ目的
 債務者所有ノ有体動産ヲ前記請求金額ニ充ツ
 ルマテ假差押ヲ爲スコト
 事 實
 債權者ハ債務者ニ對シ前記ノ通貸金ヲ爲シ辨
 濟期限經過スルモ辨濟セサルニ付本年一月十
 二日御廳ニ前記ノ金額請求ノ訴訟ヲ提起シ目
 下繫屬中ニ依リ明治(三十四年)第一〇〇
 號事件)

假差押申請書

然ルニ債務者ハ爾後財産隠匿ノ目的ヲ以テ動
 産ハ懸意先キヘ預ケ又不動産ハ他人ヘ賣却等
 ナ爲シツ、アリ
 附屬書類
 一無之
 右申請候也
 明治三十四年二月二十二日
 右水本良造印
 大阪地方裁判所民事第一部長
 判事氏名殿

(510號書式)
 明治三十四年(リ)第一〇〇號
收入印紙
五十錢
 檢眞申立書
 原告水本良造
 被告安井半助
 貸金請求事件
 右訴訟事件ニ付被告ハ甲第一號證ヲ否認セル
 ナテ甲第二號證ヲ材料トシ左ノ方法ニ依リ
 檢眞被成下度
 但甲第二號證ハ證據調ノ期日ニ提出ス可
 シ
 一甲第一號ノ筆跡ト甲第二號證ノ筆跡トノ
 對照

一甲第一號證中被告名下ノ印章ト甲第二號
 證中被告名下ノ印章トノ對照
 右申立候也
 明治三十四年三月十日
 右水本良造印
 大阪地方裁判所民事第一部長
 判事氏名殿

(511號書式)
 明治三十四年(リ)第一〇〇號
收入印紙
二十錢
 印鑑取寄申立書
 原告水本良造
 被告安井半助
 貸金請求事件
 右訴訟事件ニ付甲第一號證被告名下ノ印章檢
 眞ノ爲メ
 大阪市西區役所
 ニ對シ被告ノ印鑑送付ノ儀囑託被成下度
 右申立候也
 明治三十四年三月十日
 右水本良造印

大阪地方裁判所民事第一部長
判事 氏名 殿

(S112號書式)
明治三十四年(ワ)第一〇〇號

收入印紙
五十錢

人証申立書

原告 水本良造
被告 安井半助

貸金請求事件

右事件ニ付被告ハ甲第一號證ヲ否認セルヲ以テ原告ハ甲第二號證ヲ檢眞ノ材料トシテ提出ス可キニ付

大阪府豊能郡池田町十番地平
民仲買商

石田直治

ヲ證人トシテ左ノ事項訊問被成下度

訊問事項

一 甲第二號證ハ何レノ日何レノ場所ニ於テ何人ヨリ受取リタルモノナルヤ

二 甲第二號證ハ證人ノ目前ニ於テ書認メタルモノナルヤ否若シ證人ノ目前ニ於テ書認メタルモノトセハ何人カ書認メタルモノナルヤ

三 甲第二號證中安井半助名下ノ印章ハ證人ノ目前ニ於テ押捺シタルモノナルヤ否若シ證人ノ目前ニ於テ押捺シタルモノトセハ何人カ押捺シタルモノナルヤ

右申立候也

人証申立書

明治三十四年三月十日

右 水本良造印

大阪地方裁判所民事第一部長

判事 氏名 殿

(S113號書式)

(民訴三三八條)

明治三十四年(リ)第一〇〇號

收入印紙
五十錢

判決書正本送達申立書

原告 水本良造

被告 安井半助

貸金請求事件

右訴訟事件ノ判決書正本當事者即原被双方へ

送達被成下候也

右申立候

明治三十四年三月二十五日

右 水本良造印

大阪地方裁判所民事第一部

書記課

御 中

八二

(S114號書式)

(民訴四九九條一項)

明治三十四年(リ)第一〇〇號

收入印紙
二十錢

判決確定證明書附與申請書

原告 水本良造

被告 安井半助

貸金請求事件

右訴訟事件ノ判決書正本本月二十七日ニ送達

相成爾後控訴期間ヲ經過スルモ控訴狀ノ送達

無之ニ付第一審判決確定證明書御附與被成下

度

右申請候也

明治三十四年四月二十日

判決書正本送達申立書〇判決確定證明書附與申請書

右 水本良造印

大阪地方裁判所民事第一部

書記課

御 中

八三

(五)五號書式 (民訴四〇四條・一〇五條乃至一〇八條)	
明治三十四年(子)第五〇號	
貸金請求控訴之答辯書	
被控訴人 水本良造	
裏	面
收入印紙 二十錢	

明治三十四年(ネ)第五〇號	
答辯書	
大阪府大阪市西區京町堀十丁	
目百番地平民酒類小賣商	
控訴人 安井半助	
兵庫縣武庫郡伊丹町字諸白五	
十番地平民酒造業	
被控訴人 水本良造	
貸金請求事件	
一定ノ申立	
本件控訴ハ之ヲ弃却ス	
訴訟費用ハ控訴人ノ負擔タル可シ	

トノ舞決アランユトヲ求ム
事實
第一審判決事實ノ部ニ記載ノ通
新事實(第一審ニテ未ダ主張シタルコト ナク控訴審ニ於テ初メテ主張セ ントスル事) 實チ云フ
無之
証據方法
一第一審判決書事實ノ部ニ記載ノ通
新証據方法(第一審ニテ未ダ申立タルコ トナク控訴審ニ於テ初メテ 申立ントスル證 據方法ヲ云フ)
一無之
右答辯候也

控訴答辯書

明治三十四年四月二十一日
右 水本良造印
大阪控訴院民事第二部長
判事 氏名 殿

(S16號書式)

(民訴六四條一項)

(S17號書式)

八六

(民訴五一六條)

収入印紙 一 圓	委任狀
拙者儀東京市麴町區山城町十五番地辯護士谷	
本法城へ左ノ事項ヲ委任ス	
一 上告人安井半助被上告人水本良造間ノ貸金	
請求事件ニ付答辯ヲ爲ス件	
明治三十四年七月一日	
兵庫縣武庫郡伊丹町字諸白五	
十番地	
水本良造印	

収入印紙 一 圓	執行力アル判決書正本附與 申立書
明治三十四年(ワ)第一〇〇號	
原告 水本良造	被告 安井半助
貸金請求事件	
右訴訟事件ノ判決本年九月二十五日確定候ニ	
付執行力アル判決書正本一通附與被成下度	
又本件ニ付テハ同時ニ動産ト不動産トニ對シ	
執行ニ着手可致ニ付別紙判決書正本へ執行文	
附記被成下度	
右申立候也	

明治三十四年十月十八日	右 水本良造印
大阪地方裁判所民事第一部	
書記課	
御 中	

収入印紙 二十 錢	表 面
(S18號書式)	
明治三十四年(ワ)第一〇〇號	
訴訟費用確定決定申請書	
申請人 水本良造	
(民訴八四條)	
裏 面	

委任狀○執行力アル判決書正本附與申立書○訴訟費用確定決定申請書

八七

明治三十四年(ワ)第一〇〇號

訴訟費用確定決定申請書

申請人(原告)水 本 良 造

被申請人(被告)安 井 半 助

貸金請求事件

右訴訟事件ノ判決本年九月二十五日確定候付

訴訟費用確定決定被成下度

附屬書類

一計算書一通(計算書ノ一通ハ被告ヘ附與スル
ヲ要スルニ付ニ通ヲ添ユ可シ)

右申請候也

明治三十四年十月十八日

右 水 本 良 造 印

大阪地方裁判所民事第一部長

判 事 氏 名 殿

計算書

一金三拾六圓

訴訟費用

内

(第一審ノ分)

金參拾錢

訴狀二通紙數
六枚書記料

金六圓五拾錢

右收入印紙

金五錢

假住所届書
一枚書記料

金拾錢

訴狀、期日呼出
狀送達手数料

金五拾錢

一月十二日出頭日當

金八拾錢

右旅費往返八里

金五拾錢

三月十日出頭日當

訴訟費用確定決定申請書

金八拾錢

右旅費

金五錢

檢具申立書
一枚書記料

金五拾錢

右收入印紙

金五錢

人證申立書
一枚書記料

金五拾錢

右收入印紙

金拾錢

當事者呼出狀
送達手数料

金拾五錢

證人呼出狀送
達郵便費用

金五拾錢

三月二十日證
人出頭日當

金壹圓

右旅費往返十里

金五拾錢

三月二十日原
告出頭日當

金八拾錢

右旅費

金五錢

判決書正本送達申
立書一枚書記料

外ニ明治三十三年一月一日損害賠償金但月一步ヨリ強制競賣完結マテ	一金參拾六圓	訴訟費用	一登記簿謄本
不動產ノ表示	別紙ニ記載ノ通	此見積價格金參百五圓	一公課證明書
債務名義	明治三十四年大阪地方裁判所(第一〇〇號判決、同年大阪控訴院(第五〇號判決、同年大審院(第七五號判決ノ債務	附屬書類	右申立候也
一執行力アル判決書正本	一通	一訴訟費用確定決定書謄本	一通
大阪區裁判所	監督判事氏 名殿	明治三十四年十月二十八日	右 水 本 良 造印

強制競賣申立書

不動産ノ表示	大阪市西區京町堀十丁目百番地	一市街宅地拾五坪七合五勺
--------	----------------	--------------

る 號 書 式

備 考

此の號書式ハ被告安井半助ガ作ル可キ各種ノ書類ノ認メ方ヲ示シ
タルモノナリ

(第一號)書式

明治三十四年()第何號

(民訴三八八條)

收入印紙
二十錢

異議申立書

債權者 水本良造

債務者 安井半助

貸金請求事件

右督促手續事件ニ付本月何日支拂命令送達相
成候處請求ノ金額ハ借受タル覺無之ニ付異議
申立候也

明治三十四年一月何日

右 安井半助印

異議申立書

大阪區裁判所

判事 氏名殿

(第二覽書式)

明治三十四年(ワ)第一〇〇號

(民訴一九九條二項、
〇五條乃至一〇八條)

貸金請求之答辯書

被告 安井半助

表 裏 面

收入印
二十
錢紙

明治三十四年(ワ)第一〇〇號

答辯書

兵庫縣武庫郡伊丹町字諸白五

十番地平民酒造業

原告 水本良造

大阪府大阪市西區京町堀十丁

目百番地平民酒類小賣商

被告 安井半助

貸金請求事件

一定ノ申立

原告ノ請求ハ之ヲ弃却ス

訴訟費用ハ原告ノ負担タル可シ

トノ判決アラシキトテ求ム

事實

原告請求ノ金圓ハ借リタル覺無之尤一時清酒
賣掛代金ノ滞リハアリタルモ之ハ明治三十二
年五月中ニ支拂ヒタリ

原告ノ證據方法ニ對スル陳述

一甲第一號證ハ被告ヨリ差入レタル覺無之

證據方法

一無之(若アレハ此所ニ乙第何號證ヲ以テ
何々ノコトヲ證スト記載ス可シ)

附屬書類

一無之

右答辯候也

答辯書

明治三十四年一月二十三日

右 安井半助印

大阪地方裁判所民事第一部長
判事 氏名 殿

(三號書式)

明治三十四年(第一〇〇號)

(民訴二九一條)

100

收入印紙
五十錢

人証申立書

原告 水本良造

被告 安井半助

貸金請求事件

右訴訟事件ニ付原告請求ノ清酒賣掛代金ハ支拂濟ナルコトヲ證スル爲メ

大阪市西區京町堀十丁目百番

地安井半助方寄留平民被雇人

染井久松

ヲ證人トシテ左ノ事項訊問被成下度

訊問事項

一 證人ハ被告ノ使トナリ原告方ヘ金百五拾

圓ヲ持行キタルコトアルヤ

二 若シ之アレハ其年月日場所並ニ之ニ關ス

ル一切ノ事實如何

右申立候也

明治三十四年三月二十日

右 安井半助

33 印 45

大阪地方裁判所民事第一部長

判事 氏名 殿

(ろ四號書式)

(民訴四〇一條、一〇八條
五條乃至一〇八條)

貸金請求之控訴狀

控訴人 安井半助

一 控訴人住所ヨリ大阪控訴院マデ 一里以内

一 被控訴人住所ヨリ同院マデ 四里

一 第一審記録號明治三十四年(第一〇〇號)

一 第一審判決ノ送達 明治三十四年三月二十七日

一 第一審訴訟物價格百五拾圓

收入印紙 全 全 全 全 全 全
五 四 四 四 四 廿五錢
四 四 四 四 四 四
控訴狀ニハ訴狀ニ貼付ス可キ印紙額ノ半額ヲ加貼
ス可シ(五條)

人証申立書〇控訴狀

控訴狀

大阪府大阪市西區京町堀十丁

目百番地平民酒類小賣商

控訴人(一審) 安井半助

兵庫縣武庫郡伊丹町字諸白五

十番地平民酒造業

被控訴人(二審) 水本良造

貸金請求事件

第一審判決ノ表示

明治三十四年三月二十日大阪地方裁判所ニ於

101

は 號 書 式

備 考

此は號書式ハ獨案内本文ノ訴訟進行上ニハ關係ナキモノナレモ各種ノ
訴訟手續上必要ナルモノナルヲ以テ特ニ茲ニ添ヘ置クコト、セリ

は號書式

面 裏	面 表
<p>訴訟上救助申請書</p>	<p>(は一號書式)</p> <p>申請人 小泉丈八</p> <p>(民訴九三條)</p>

<p>訴訟上救助申請書</p> <p>大阪府大阪市南區日本橋十丁目七番地平民日雇稼</p> <p>申請人 小泉丈八</p> <p>右申請人ハ大阪市西區本田町三十二番地渡邊芳太郎ニ對シ預ケ金請求ノ訴訟ヲ提起致シ度候處無資力ニシテ訴訟費用ノ支拂ヲ爲ス能ハサルニ付訴訟上救助ノ御許可被成下度</p> <p>訴訟關係</p> <p>申請人ハ前記芳太郎ニ對シ明治何年何月何日以來貯蓄ノ爲メ數回ニ金五拾參圓ヲ預ケ入置</p>
--

訴訟上救助申請書

候處今回其返還ヲ請求シタルニ芳太郎ハ之ニ
應セス

証據方法

- 一 甲第一號證ヲ以テ預ケ金アルコトヲ證ス
- 一 甲第二號證ヲ以テ無資力ナルコトヲ證ス

附屬書類

- 一 證書謄本 一通
- 一 證明書(無資力タルコトヲ證スル
南區長ノ作リタル證明書) 一通

右申請候也

明治何年何月何日

右 小泉丈八印

大阪區裁判所
監督判事氏 名殿

面 裏	面 表
<p>一 原告住所ヨリ大阪區裁判所マテ 十 里</p> <p>一 被告住所ヨリ同所マテ 一里以内</p> <p>一 收入印紙 一 全 四</p> <p>一 全 四</p> <p>一 全 四</p>	<p>(は二號書式)</p> <p>(民訴一九〇條、四八五條 一〇五條乃至一〇八條)</p> <p>預ケ金取戻之證書訴訟訴狀</p> <p>原告代理人 石田万五郎</p>

證書訴訟訴狀

訴 狀
<p>京都府京都市上京區寺町通二 條上ル九十五番地平民無職業</p> <p>原 告 石田太郎一 同番地平民足袋商</p> <p>右法定代理人 石田万五郎</p> <p>大阪府大阪市北區老松町十丁 目十八番地平民木綿問屋商</p> <p>被 告 高野五助</p> <p>預ケ金取戻事件</p> <p>目 的 物</p>

預ケ金(一定ノ申立ニ記載ノ通)

一定ノ申立

被告ハ原告請求ノ金八拾五圓ヲ返還ス可シ

訴訟費用ハ被告ノ負擔トス

トノ判決ヲラシメテ求ム

事實

原告ハ被告ノ前戸主四郎平ニ對シ明治三十三年十一月以降同三十四年六月マテノ間ニ於テ五回ニ前記ノ金員ヲ預ケ入レ原告入用ノ節ハ何時ニテモ返還ヲ受ク可キ約定ヲ爲シ置キタル處其後九月上旬四郎平死亡シタルニ付同月二十日被告ニ對シ該金返還ノ旨ヲ申入レタル

ニ被告ハ前戸主四郎平ニ於テ預リ金ヲ爲シ居ルコトハ更ニ承知セサル旨ヲ以テ原告ノ請求ニ應セス

證據方法

一 甲第一號證ヲ以テ預ケ金アルコトヲ證ス
一 甲第二號證ヲ以テ甲第一號證ノ印章ハ四郎平ノ印章ナルコトヲ證ス

附屬書類

一 證書謄本 一通
一 戸籍謄本(法定代理人タルコトヲ證スル爲メ) 一通

右證書訴訟トシテ出訴候也

明治何年何月何日

右 石田万五郎印

大阪區裁判所

監督判事 氏 名殿

證書訴訟狀

證書謄本

甲第一號證

明治三十三年十一月ヨリ

(高野)

現金預リ帳

石田太郎一殿

大半紙
八ツ折
ノ表書

其裏面

印 紙 封

十二月二十五日

一金貳拾圓也
十二月三十日
一金拾貳圓五拾錢
二月二十九日
一金拾圓也
三月二十五日
一金拾八圓
五月二十八日
一金拾貳圓
六月二十四日
一金拾貳圓五拾錢

甲第二號證
印紙 證
一金貳拾五圓也
右正ニ請取候也
明治三十三年三月二日
高野四郎平印
石田太郎一殿
右之通相違無之候也
明治何年何月何日
原告代理人 石田万五郎印

裏面	表面
<p>原告住所ヨリ大阪地方裁判所マテ 七里</p> <p>被告住所ヨリ同所マテ 一里以内</p> <p>收入印紙 全 五圓</p> <p>全 一圓</p> <p>全 五十錢</p>	<p>(は三號書式)</p> <p>(民訴一九〇條、四九六條、一〇五條乃至一〇八條)</p> <p>約束手形金償還請求之爲替訴訟狀</p> <p>原告 板倉宗四郎</p>

爲替訴訟狀

訴訟狀
兵庫縣神戸市楠町一丁目千番地平民仲買商
原告(持人) 板倉宗四郎
大阪府大阪市東區備後町八丁目五番地平民吳服問屋業
被告(裏書) 吉田利助
約束手形金償還請求事件
目的物
一定ノ申立ニ記載ノ通
一定ノ申立

被告ハ原告請求ノ約束手形金貳百圓ニ明治三十四年十一月一日以後償還當日マテ年六分ノ利息ヲ付シ且拒絶證書作製手数料金五拾錢並ニ償還請求通知費用金拾錢ヲ添ヘ支拂フ可シ訴訟費用ハ被告ノ負擔トス

トノ判決ヲラシム

事、實

原告ハ明治三十四年九月一日村田權市ノ振出ニ係ル金貳百圓ノ約束手形ヲ同月十日被告ヨリ讓受ケ同年十月三十日ノ満期日ニ振出人ニ對シ手形ヲ呈示シテ支拂ヲ求メタルニ振出人ハ之ニ應セサルニ付同日支拂拒絶證書ヲ作ラ

シメ且同日被告ニ對シ償還請求ノ通知ヲ爲シタリ而シテ原告ハ被告ニ對シ十一月四日償還ノ催促ヲ爲シタルニ被告ハ之ニ應セス

證據方法

一 甲第二號證ヲ以テ被告ノ償還義務者ナルコトヲ證ス

一 甲第一號證ヲ以テ約束手形ヲ振出人ニ呈示シタルコト及ヒ振出人ハ支拂ヲ拒絶シタルコトヲ證ス

一 甲第二號證ヲ以テ償還請求ノ通知ヲ爲シタルコトヲ證ス

附屬書類

一 證書謄本

一通

一 書留郵便物受取證

一通

右爲替訴訟トシテ出訴候也

明治何年何月何日

右 板倉宗四郎印

大阪地方裁判所長

判事氏名殿

爲替訴訟狀

證書謄本

甲第一號證

第五號

約束手形

表

一 金貳百圓也

右金額明治三十四年十月三十日貴殿又ハ貴殿ノ指圖人へ此手形引換ニ支拂可申候也

面

明治三十四年九月一日

大阪ニ於テ

村田權市

吉田利助殿

裏	被裏書人 ハノ氏名又ハ 商號	裏書ノ 年月日	裏書人 ノ署名
	板倉宗四郎	明治三十四年 九月十日	吉田利助
	面		

甲第二號證
支拂拒絕証書

(公證人又ハ執達吏ノ作リタル拒絕証書ノ全文ヲ寫ス可シ)

右之通相達無之候也

明治何年何月何日

原告 板倉宗四郎印

(は四號書式)

(民訴一八八條二項)

明治何年ハ第何號

收入印紙
二十錢

期日指定申立書

原告 和田 幸吉

被告 大山政五郎

材木引渡請求事件

右訴訟事件休止中ノ處口頭辯論期日御指定被
成下度

右申立候也

明治何年何月何日

右 和田 幸吉印

大阪區裁判所

判事 氏 名殿

期日指定申立書○鑑定申立書

(は五號書式)

(民訴三三三條)

明治何年ハ第何號

收入印紙
五十錢

鑑定申立書

原告 中川 儀八

被告 長尾 徳次

境界確認請求事件

右訴訟事件ニ付標木造設ノ年代ヲ立證スル爲
メ鑑定人御選定ノ上左ノ事項ニ付鑑定ヲ命セ
ラレ度

鑑定事項

一 甲第五號證圖面朱線部ノ地中ニ殘存セル
(イ)ロハニホノ五個ノ標木ハ今ヲ距ル何年
前ニ埋メタルモノナルヤ

二其標木ハ地中ニ於テ自然ニ腐朽シタルモ
ノナルヤ將タ腐朽シタルモノヲ埋メタル
モノアルヤ
三云々
右申立候也
明治何年何月何日
右長尾徳次印
大阪區裁判所
判事氏名殿

(は六號書式)
明治何年(レ)第何號
收入印紙 二十錢
証書提出命令申立書
控訴人 井上彌一郎
被控訴人 谷口庄太郎
家明渡請求事件
右訴訟事件ニ付控訴人ハ被控訴人答辯ノ事實 ヲ否認セルヲ以テ左記證書ノ提出ヲ控訴人へ 御命令被成下度
証書ノ表示及ヒ旨趣
本訴ノ家屋ハ元被控訴人ノ所有ナリシ明治 何年何月頃控訴人へ賣渡シタル際作リタル賣 渡證書一通

一一八 (民訴三三八條)

証ス可キ事實
證書中ニ五ヶ年間ハ被控訴人居住ノ旨記載シ アルニ付明治何年何月マテハ明渡ノ義務ナキ コトヲ證ス
相手方ノ手ニ存スル理由
建物賣渡登記ノ際控訴人へ交付セラレタリ
提出ス可キ義務ノ原因
民事訴訟法第三百三十七條(又ハ何々)
右申立候也
明治何年何月何日
右谷口庄太郎印

大阪地方裁判所民事部長
判事氏名殿

證書提出命令申立書

(は七號書式)

明治何年ハ第何號

(民訴三五七條)

一一〇

收入印紙
五十錢

檢証申立書

原告 吉井達三

被告 中山文雄

目隠設置請求事件

右訴訟事件ニ付原告ハ被告陳述ノ事實ヲ否認
セルヲ以テ左ノ通檢證被成下度

檢証物

一大阪市東區安土町七丁目五番地被告居室
離座敷一設ケタル窓及ヒ其附近ノ狀況
証ス可キ事實

一被告ノ新設シタル明り取り窓ハ原告ノ宅

地ヨリ二尺一寸以上ヲ距レアルコト

二 又其窓ハ原告ノ宅地ト被告ノ宅地トノ間

ニ在ル生籬ノ爲メニ視線ヲ支ヘラレ原告

ノ宅地ハ之ヲ觀望シ得サルコト

トヲ以テ目隠ヲ爲スノ必要ナキコトヲ立證
ス

右申立候也

明治何年何月何日

右 中山文雄印

大阪區裁判所

判事氏 名 殿

(は第八號書式)

(民訴五九六條一項)

差押命令申請書

債權者 兒島龜之助

收入印紙
二十錢

差押命令申請書

大阪府大阪市東區高麗橋九丁

目七十二番地平民工事受負業

債權者 兒島龜之助

同市南區道頓堀筋六丁目八十

番地芝居茶屋

債務者 白石松太郎

同市東區本町七丁目十二番地

第三債務者 株式會社石丸銀行

工事費請求事件

債權ノ表示

檢証申立書〇差押命令申請書

一一一

一金七百五十圓	工事費殘額
一金百參拾五圓	訟費用訴
合計金八百八拾五圓	
差押フ可キ債權	
一金壹千圓	明治何年何月何日債務者ヨリ第三債務者へ預ケ金
債務名義	
明治何年神戸地方裁判所()第何號判決ノ債務	
附屬書類	
一 執行力アル判決書正本	一通
一 訴訟費用確定決定書謄本	一通
右申請候也	
明治何年何月何日	

右 兒島龜之助印
大阪區裁判所
監督判事 氏 名殿

(は九號書式) (民訴六〇〇條一項)

明治何年()第何號	債權取立命令申請書
收入印紙 二十錢	
債權者 兒島龜之助	
債務者 白石松太郎	
第三債務者 株式會社石丸銀行	
工事費請求事件	
右執行事件ノ差押命令書明治何年何月何日第	
三債務者へ送達相成候ニ付差押金額ノ内ヲ債	
權額ニ達スルマテ代位ノ手續ヲ要セスシテ取	
立ノ命令被成下度	
右申請候也	
明治何年何月何日	

右 兒島龜之助印
大阪區裁判所
判事 氏 名殿

債權取立命令申請書

(は一〇號書式)

(民訴六〇〇條一項)

明治何年ヲ第何號

收入印紙
二十錢

債權轉付命令申請書

債權者 水野徳一郎

債務者 松浦好五郎

第三債務者 赤松喜十郎

損害賠償請求事件

右執行事件ノ差押命令書明治何年何月何日第

三債務者へ送達相成候ニ付差押金額ヲ支拂ニ

換へ券面額ニテ債權者ニ轉付ノ命令被成下度

右申請候也

明治何年何月何日

右 水野徳一郎印

大阪區裁判所

判事氏名殿

(は一一號書式)

(民訴七四六條一項)

明治何年ト第何號

收入印紙
二十錢

訴訟提起命令申立書

債權者 田坂三代吉

債務者 小西千太郎

不當利得返還請求事件

右事件ニ付債權者ハ明治何年何月何日債務者

所有ノ有体動産何拾點ヲ假差押致シナカラ未

タ本案ノ訴訟ヲ提起セサルニ付速ニ提起候様

御命令被成下度

右申立候也

明治何年何月何日

右 小西千太郎印

大阪區裁判所

判事氏名殿

債權轉付命令申請書○訴訟提起命令申立書

(は一二號書式)	(民訴七五六條、七四〇條)
<p>表</p> <p>不動產假處分申請書</p> <p>債權者 藤田多平</p>	
裏	<p>收入印紙</p> <p>五十錢</p>

不動產假處分申請書
大阪府大阪市南區順慶町九丁目六十一番地平民洋服商
債權者 藤田多平
同市北區富島町八丁目二十番地平民回漕業
債務者 金井文五郎
土地建物賣買解除請求事件
請求ノ目的物
別紙ニ記載ノ通
事實

<p>原告ハ被告ニ對シ明治何年何月何日別紙記載ノ土地建物ヲ代金何百何拾圓ニテ賣渡シ而シテ其代金ハ同年何月何日マテニ支拂ヒ吳レ可キ約定ノ處期限ヲ過クルモ全部支拂ヲ爲サシルニ付本日御廳ニ賣買解除請求ノ訴訟ヲ提起シタリ然ルニ判決確定前他人ニ賣買等ヲ爲ストキハ判決ノ執行ニ困難ヲ來スニ付該不動產ニ對スル處分行爲一切禁止ノ爲メ假處分ノ命令被成下度</p> <p style="text-align: center;">附屬書類</p> <p style="text-align: center;">一無之</p> <p>右申請候也</p>	<p>不動產假處分申請書</p>
--	------------------

明治何年何月何日	右 藤田多平印
大阪地方裁判所長	判事氏名殿

不動産ノ表示

大阪市北區富島町八丁目二十番地

一市街宅地貳拾坪

同番地建物

一木造瓦葺平屋建本屋一棟 建坪拾貳坪

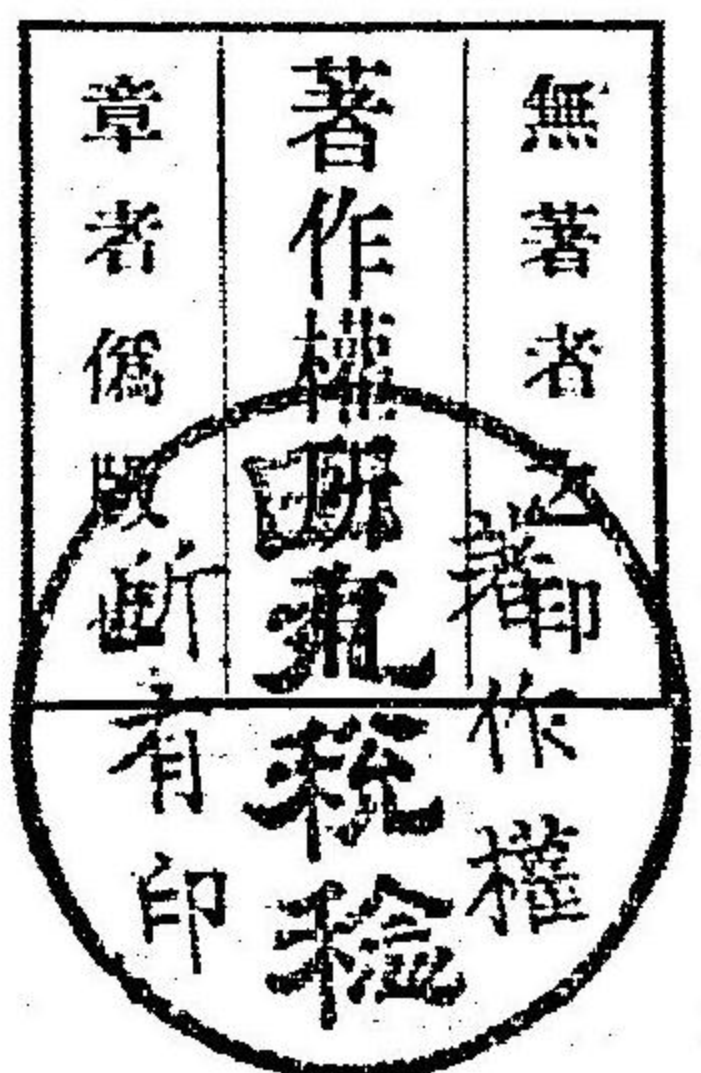
一木造瓦葺便所 一棟 建坪貳坪

一木造板葺納屋 一棟 建坪貳坪五合

明治三十五年七月二十日印刷
 明治三十五年七月廿五日發行

民事訴訟獨案内與附

正價五拾錢



無著者之著作權

田丸稅稔
廣島市幡町百二十一番次二番屋敷

章者偽版斷有印

矢野松吉
大阪市西區阿波座一番町六十番屋敷

印刷所

大坂製本印刷株式會社
大阪市西區阿波座一番町六十番屋敷

發行所

濱本明昇堂
大阪市東區北久寶寺町四丁目三十五番屋敷

發行所

友田誠真堂
廣島市東區橫町二番屋敷

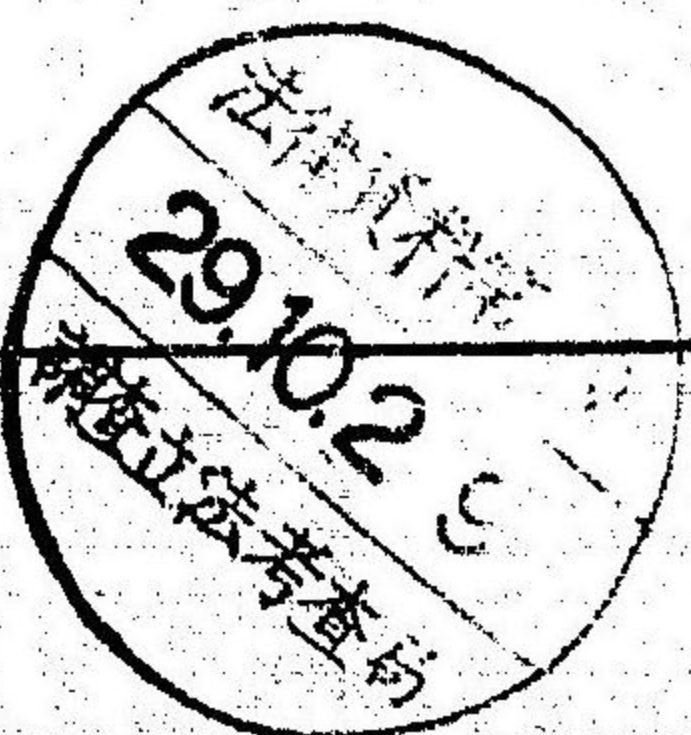
近刊豫告

手形使用手續獨案内
不動産登記手續獨案内

附 船舶登記手續
商業登記手續

戸籍届出手續獨案内
公證囑託手續獨案内

附 確定日附請求手續



民事訴訟獨案内中正誤

- 目次七丁三行目判決ノ下書ハ衍
- 同 一三丁五行目替爲ハ爲替ノ誤
- 本文二三丁四行目ませぬノ下のヲ脱ス
- 同 同丁左傍欄外假和解ノ假ハ衍
- 同 一四丁一行目寡ノ傍訓ハくわノ誤
- 同 二二丁八行目防禦ノ上ニ其ヲ脱ス
- 同 二六丁一〇行目ありまりハありますノ誤
- 同 三二丁二行目訴訟ノ下法ハ衍
- 同 三九丁七行目進行ノ傍訓中てハ衍
- 同 四〇丁三行目三號ハ五號ノ誤
- 同 四九丁七行目族ハ旅ノ誤
- 同 同丁左傍欄外附與ノ下申請ハ申立ノ誤
- 同 五六丁五行目待ノ傍訓中ちハ衍
- 附録七一丁下段五
六行目訴訟費用ハ云々ノ一句ハ六行目ニ於テ別項トスヘキノ誤
- 同 七七丁下段一行目依レリ明治(三十八係レリ)明治三十ノ誤
- 同 八二丁上段七行目侯也ハ度ノ誤
- 同 同丁上段八行目侯ノ下ニ也ヲ脱ス
- 同 八八丁上段六行目侯ノ下ニヲ脱ス
- 同 一〇二丁上段一行目判決主文ノ上下ニ括弧ヲ脱ス
- 同 同丁上段二行目章ハ章ノ誤
- 同 一〇七丁ノ次ノ丁數八一〇八一〇八ノ誤
- 同 一一二丁下段帳簿ノ表記中高野ノ上下ノ括弧ハ衍
- 同 一二四丁下段六行目二號ハ一號八行目一號ハ二號ノ誤
- 同 一二八丁上段三行目アルヤハナルヤノ誤
- 同 一二〇丁上段一〇行目一ハ二ノ誤
- 同 一二二丁上段二行目訟費用ハ訴訟費用ノ誤

法律資料第一課
29.10.29
調査立法審査局

